

山形市障がい福祉計画 (第6期計画)

山形市障がい児福祉計画 (第2期計画)

令和3年度～令和5年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsのこのゴールの達成に貢献することを目指します

令和3年3月

山形市

「障がい」の表記について

本計画においては「障害」を「障がい」と表記します。

ただし、法令名、告示の名称、法令等からの抜粋についてはそのままの表記とします。

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	計画の策定体制	3
5	計画の進行管理	3
第2章	これまでの取組状況	4
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
3	地域生活支援拠点等の整備	5
4	福祉施設から一般就労への移行等	6
5	障がい児支援の提供体制の整備等	7
第3章	アンケート調査	8
1	調査概要	8
2	アンケート結果（抜粋）	9
	（1）障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査	9
	（2）障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査	12
	（3）障がい者支援施設へのアンケート調査	12
3	アンケート結果から見た現状と課題	13
第4章	基本的な考え方	14
1	計画の基本理念	14
2	成果目標と活動指標	14
第5章	成果目標	16
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進	17
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	18
4	福祉施設から一般就労への移行等	19
5	障がい児支援の提供体制の整備等	21
6	相談支援体制の充実・強化等	23
7	障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築	24
8	発達障がい者等への支援体制の構築	25

目 次

第6章 活動指標	26
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る活動指標	26
（1）障がい福祉サービス提供体制の確保	26
訪問系サービス	26
日中活動系サービス	28
居住系サービス	32
就労系サービス	35
相談支援	38
（2）地域生活支援事業の実施	41
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進に係る活動指標	49
3 地域生活支援拠点等の充実に係る活動指標	49
4 福祉施設から一般就労への移行等に係る活動指標	50
5 障がい児支援の提供体制の整備等に係る活動指標	51
（1）障がい児通所支援サービス提供体制の確保	51
（2）医療的ケア児等コーディネーターの配置	55
（3）障がい児保育の実施	55
6 相談支援体制の充実・強化等に係る活動指標	56
7 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築に係る活動指標	57
8 発達障がい者等への支援の構築に係る活動指標	57
第7章 資料編	58
1 障がい者等の現状	58
（1）障がい者手帳所持者数	58
（2）障がい種別手帳所持者数	58
（3）障がい児支援の現状	60
2 障がい福祉サービスごとの活動指標及び実績・見込	62
3 地域生活支援事業の活動指標及び実績・見込	64

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形市では、障害者基本法に基づき、令和2年3月に「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」を基本理念とする「山形市第4次障がい者基本計画」を策定しました。

この基本理念のもと、「障がい者の自立した生活の支援」、「障がい者の社会参加の確保」、「障がいを理由とする差別の解消の推進」という3つの基本目標を掲げ、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会の実現に向けて、障がい福祉施策の推進に取り組んでおります。

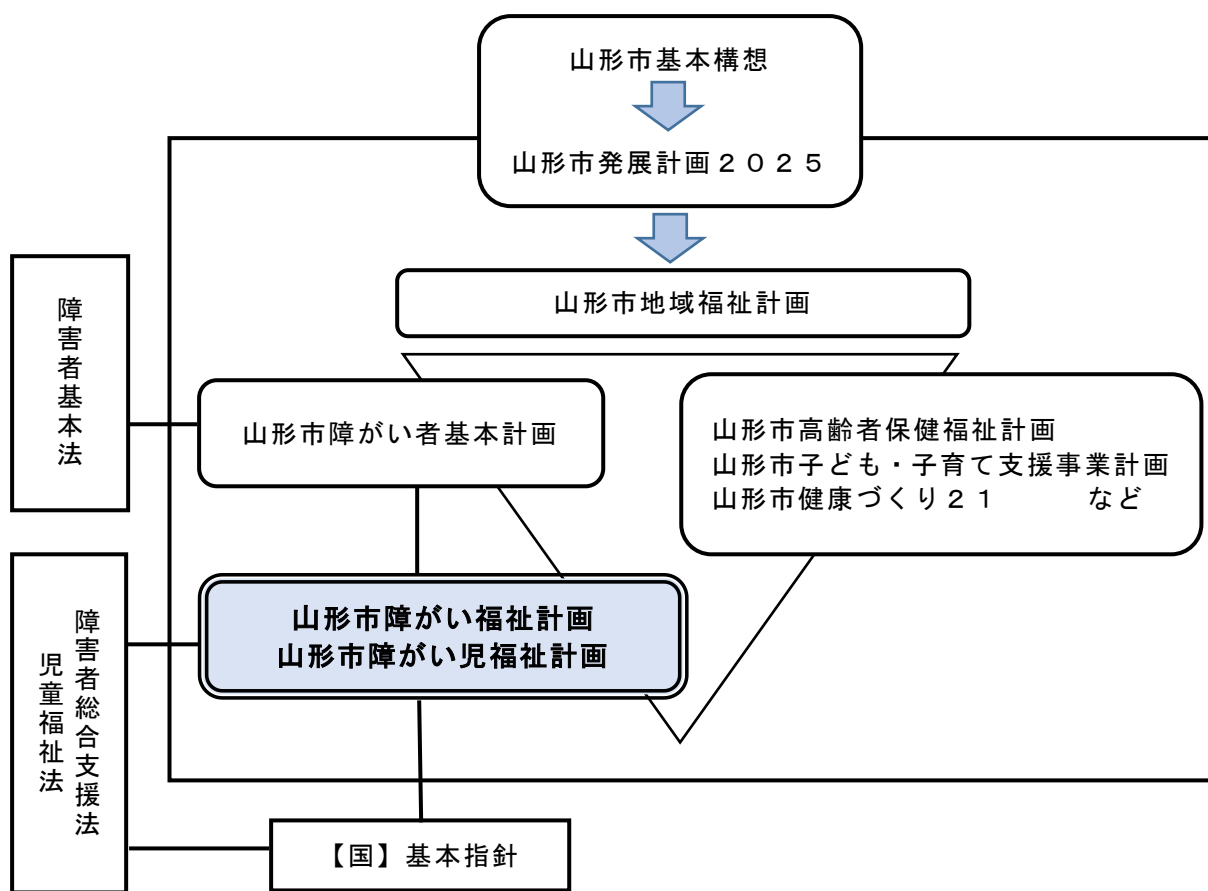
「山形市障がい福祉計画（第6期計画）」及び「山形市障がい児福祉計画（第2期計画）」（以下「本計画」といいます。）は、山形市第4次障がい者基本計画の基本理念のもと、地域において必要な障がい福祉サービス、相談支援、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び地域生活支援事業の各種サービスが計画的に提供できるよう、国が定める基本指針^(※)に即し、具体的な数値目標や各年度のサービス需要量の見込み等を設定し、障がい福祉施策の円滑な実施を確保しようとするものです。

※基本指針：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号（最終改正：令和2年厚生労働省告示第213号））

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定するもので、「山形市第4次障がい者基本計画」の基本施策の一つである「自立に向けたサービスの充実と環境の整備」のなかの障がい福祉サービス等に関する実施計画として位置づけます。

また、本計画は本市における他の計画との整合性を図ります。



3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
山形市障がい者基本計画	第3次 (H27~R元)					第4次 (R2~R6)				
山形市障がい福祉計画	第4期 (H27~H29)			第5期 (H30~R2)		第6期 (R3~R5)				
山形市障がい児福祉計画				第1期 (H30~R2)		第2期 (R3~R5)				

H:平成 R:令和

4 計画の策定体制

(1) 山形市障がい者自立支援協議会の開催

障がい者等への支援体制の整備を図るための山形市障がい者自立支援協議会を開催し、当事者及び関係機関等の意見を聴取しています。

(2) サービス利用状況及びニーズの把握

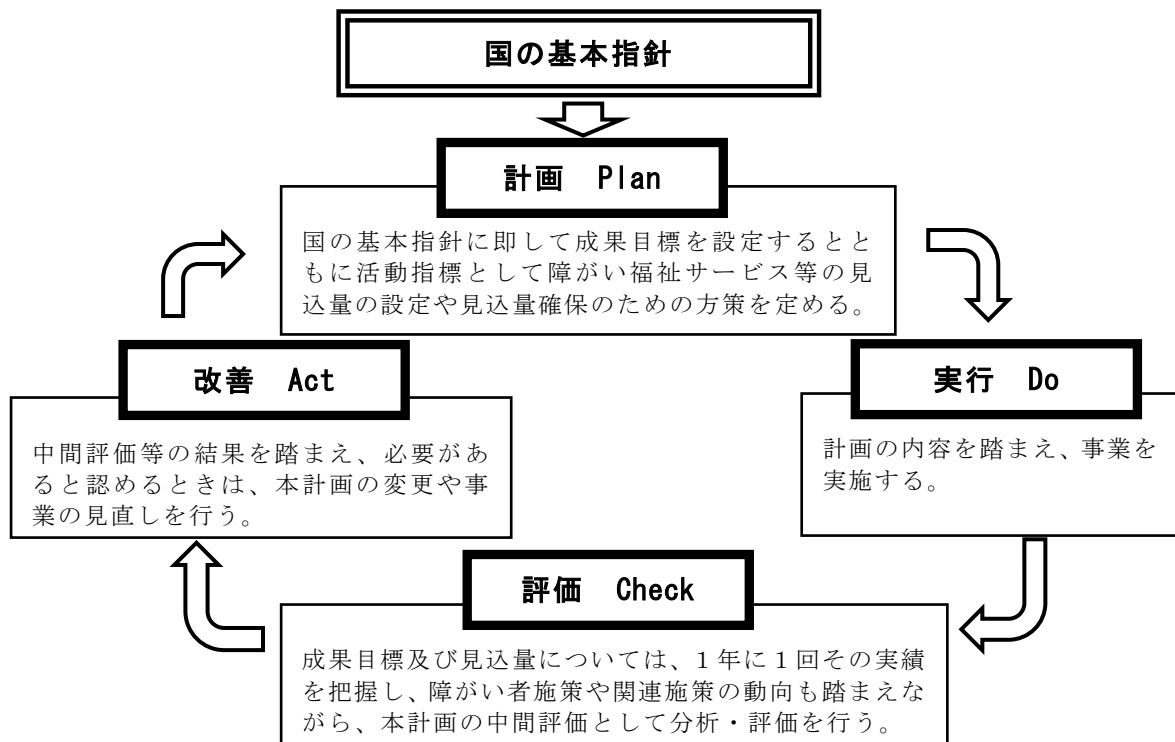
障がい福祉サービス等の必要量を見込むため、これまでのサービスの利用状況を把握するとともに、サービス事業所等へのアンケート調査により利用者のニーズの把握に努めました。

5 計画の進行管理

本計画の成果目標等については、少なくとも1年に1回は実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価（中間評価）を行います。

また、中間評価については、山形市障がい者自立支援協議会に報告し、必要に応じて計画の変更等の措置を講じます。

本計画におけるPDCAサイクル



第2章 これまでの取組状況

平成30年度から令和2年度までを計画期間とする、山形市障がい福祉計画（第5期計画）及び山形市障がい児福祉計画（第1期計画）の成果目標に対する取組状況は、次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上の地域生活移行を目指すとともに、施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上の削減を目標に取り組みました。

項目	数値		説明	達成度 (見込)
令和2年度末時点の施設入所者数	目標	186人	平成28年度末時点の施設入所者数190人から2%の削減を目指す	○
	実績見込	176人	(初年度値) H30: 187人	
平成29年度から令和2年度までの地域生活移行者数	目標	18人	平成28年度末時点の施設入所者数190人の9%の移行を目指す	↑
	実績見込	12人	(初年度値) H29~H30: 6人	

達成度 ○: 目標達成 ※目標達成が見込まれない項目は計画初年度の値との比較を矢印で示す

【実績】

グループホームの新設等によりグループホーム利用者が増加する一方、施設入所者数は減少傾向にあり、施設入所者削減数は目標値を上回る見込みです。

地域生活移行者数は平成29年度が0人、平成30年度が6人、令和元年度が2人、令和2年度が4人（見込み）で、目標値を下回る見込みとなりました。

【課題】

施設入所者数の削減については目標を上回っていますが、重度心身障がい者などの施設入所のニーズは今後も見込まれることから、現状の支援体制は維持していく必要があります。

また、地域生活移行の促進や自立した生活へのニーズから、グループホームの利用希望が高まっており、グループホームの増設や定員増を図っていく必要があります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、精神障がい者が、地域の一員として安心した暮らしができるよう、令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者などによる協議の場の設置を目指しました。

項目	目標	実績	達成度
令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者などによる協議の場を設置	設置	設置	○

【実績】

山形県村山保健所をはじめとする各関係機関と連携し、令和2年度に村山圏域での協議の場を設置し、村山地域精神障がい者地域移行・地域定着推進会議を開催しました。

【課題】

県と市を中心とした関係機関の連携を強化し、地域の精神保健、医療、福祉の一体的な支援に取り組む必要があります。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備とは、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、①相談、②体験の機会、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を整備するもので、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、支援体制の整備に向け取り組みました。

項目	目標	実績	達成度
令和2年度末までに障がい者の地域生活支援拠点等を整備	実施	実施	○

【実績】

山形市では、地域生活支援拠点等として必要とされる5つの機能のうち、③緊急時の受入れ・対応が不足していることから、令和2年度に緊急受入先の確保と受入れした障がい者の支援を行う人材を配置し、既存の機関がそれぞれの機能を分担する面的整備を行い、支援体制の強化を図りました。

【課題】

必要な機能が適切に実施されているかどうか検証するため、定期的に地域生活支援拠点等の運用状況を把握する必要があります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、令和2年度中の一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上、令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度利用実績の1.4倍以上を目指しました。

また、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合50%以上、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率80%以上を目標に掲げ、障がい者の一般就労への移行の推進に努めました。

項目	数値		説明	達成度 (見込)
令和2年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	目標	21人	平成28年度中に福祉施設を退所し一般就労した者14人の1.5倍を目指す	○
	実績見込	33人	(初年度値) H30: 27人	
令和2年度末における就労移行支援事業利用者数	目標	42人	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者30人の1.4倍を目指す	↑
	実績見込	39人	(初年度値) H30: 35人	
令和2年度における全ての就労移行支援事業所のうち利用者の就労移行率が3割を超える事業所が占める割合	目標	50%		→
	実績見込	20%	(初年度値) H30: 20%	
令和2年度における就労定着支援による職場定着率	目標	80%	支援開始1年後の利用者の職場定着率	↓
	実績見込	71%	(初年度値) R元: 82%	

達成度 ○: 目標達成 ※目標達成が見込まれない項目は計画初年度の値との比較を矢印で示す

【実績】

就労移行支援事業所の増加や障がい者雇用の促進等により、福祉施設から一般就労への移行者数は、年々増加傾向にあり、目標値を上回る見込みです。就労移行支援事業利用者数は目標値をやや下回る見込みですが、利用者数は増加傾向にあり国の基本指針の1.2倍以上は達成する見込みです。就労移行率が3割を超える事業所が占める割合及び就労定着支援開始後の職場定着率は目標値を下回る見込みです。

なお、山形県障がい福祉計画の令和元年度実績では就労移行率が3割を超える事業所が占める割合が17%、就労定着支援開始後の職場定着率は70%となっています。

【課題】

障がい者の職場定着率の向上を図るため、山形市障がい者自立支援協議会就労支援部会を活用し、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関の連携により、現状の把握と課題解決に向けた取組みが必要です。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児やその家族が地域で安心して生活ができるよう、障がい児支援の提供体制の確保を図りました。

項目	目標	実績	達成度
令和2年度末までに児童発達支援センターを設置	1か所以上設置	1か所設置	○
令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築	2か所確保	○
令和2年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を設置	圏域又は市内に1か所以上設置	圏域(※)に1か所設置	○
令和2年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を設置	圏域又は市内に1か所以上設置	市内に1か所設置	○
平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場を設置	設置	平成30年度に山形市障がい者自立支援協議会こども部会による「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を発足	○

※圏域：障がい児及びその家族が、身近な地域で支援を受けられるよう、利便性などを考慮し、山形市及び隣接する上山市、天童市とします。

【実績】

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所等によるサービス提供体制を確保し、成長段階に応じた障がい児への支援を行いました。

平成30年度に山形市障がい者自立支援協議会こども部会による山形市医療的ケア児支援連絡会議を発足させ、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児への支援のための協議を行いました。

【課題】

早期発見・早期療育の促進により、障がい児通所支援の利用者が年々増加しており、障がいの程度や成長段階に応じた切れ目のない支援体制を引き続き確保する必要があります。

山形市医療的ケア児支援連絡会議を活用し、関係機関や医療的ケア児等コーディネーターの連携により、個々のケースに応じたきめ細かい医療的ケア児への支援を行っていく必要があります。

第3章 アンケート調査について

本計画の策定にあたり、障がいのある方のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービス事業所等における今後のサービス提供体制を把握し、計画に反映させるための基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

1 調査概要

調査対象者

①障がい福祉サービス事業所

- ・山形市で支給決定している利用者のいる障がい者支援施設
- ・山形市内の障がい福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援）
- ・山形市内の児童通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）

②上記事業所の利用者

調査期間

令和2年10月30日～11月20日

調査方法

事業所あて調査票をメールにて配布し、メールにて回収
利用者のニーズは事業所による聞き取りにより把握

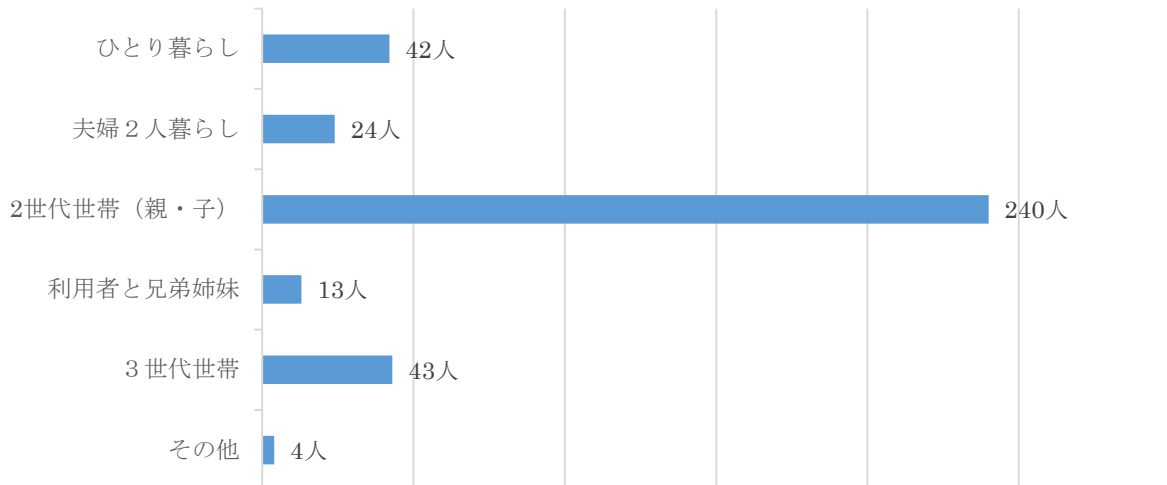
回収結果

項目	事業者
配付数	120
回収数	73
回収率	60.8%

2 アンケート調査の結果（抜粋）

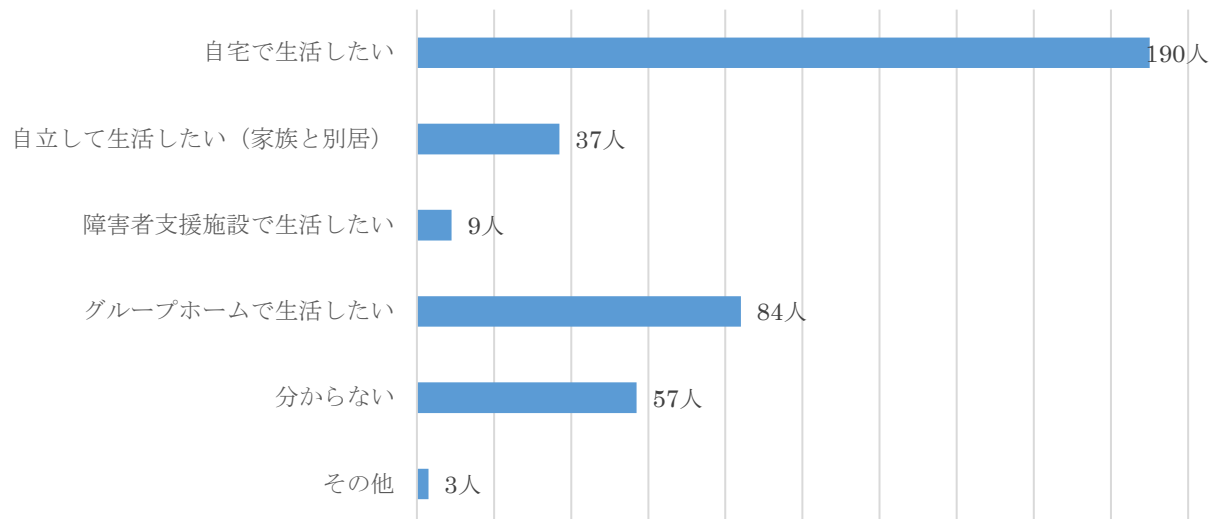
（1）障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査

問1 現在の生活の状況について（回答数366）



現在の生活の状況については、「2世代世帯(親・子)」が240人と最も多く、次いで「3世代世帯」が43人、「ひとり暮らし」が42人となっています。

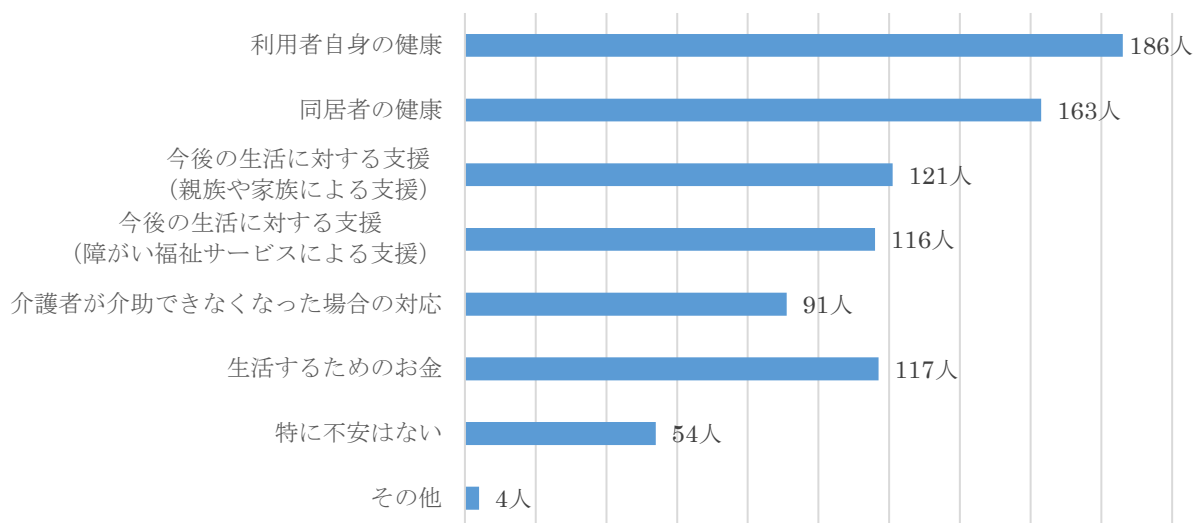
問2 今後の生活の希望について（回答数380）



今後どのような生活をしたいかという問いでは、「自宅で生活していきたい」が190人と最も多く、次いで「グループホームで生活したい」が84人となっています。その他として、グループホームを出て家族と暮らしたいという回答がありました。

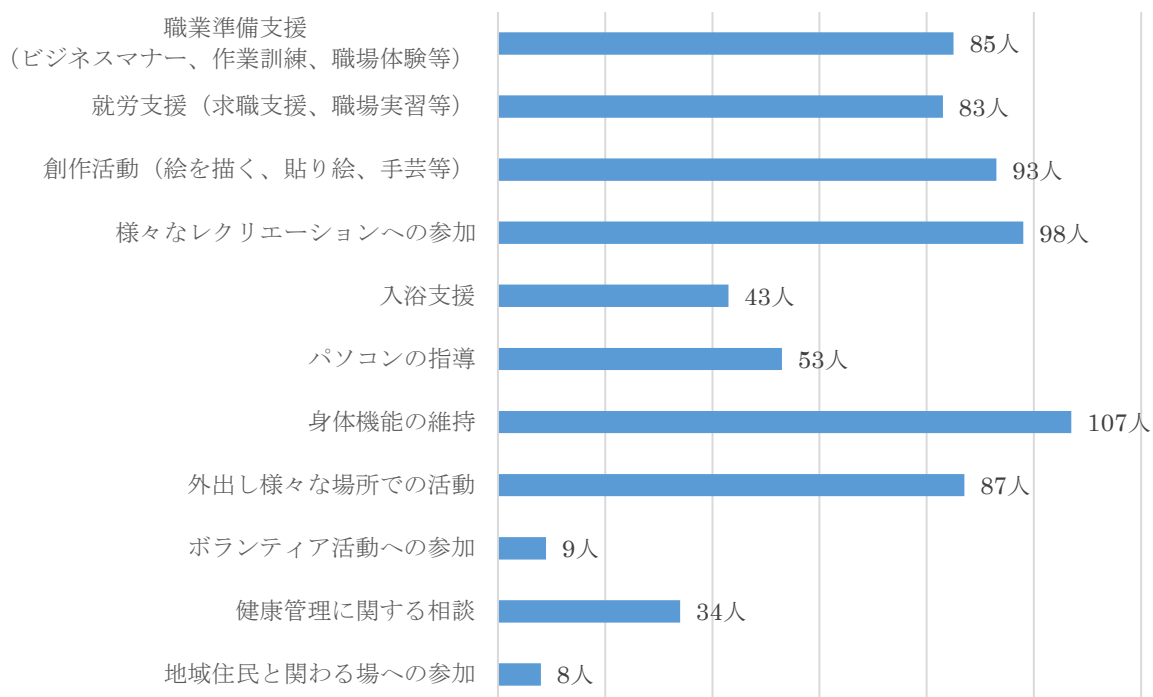
第3章 アンケート調査について

問3 今後の生活の不安について（最大3つの選択。回答数852）



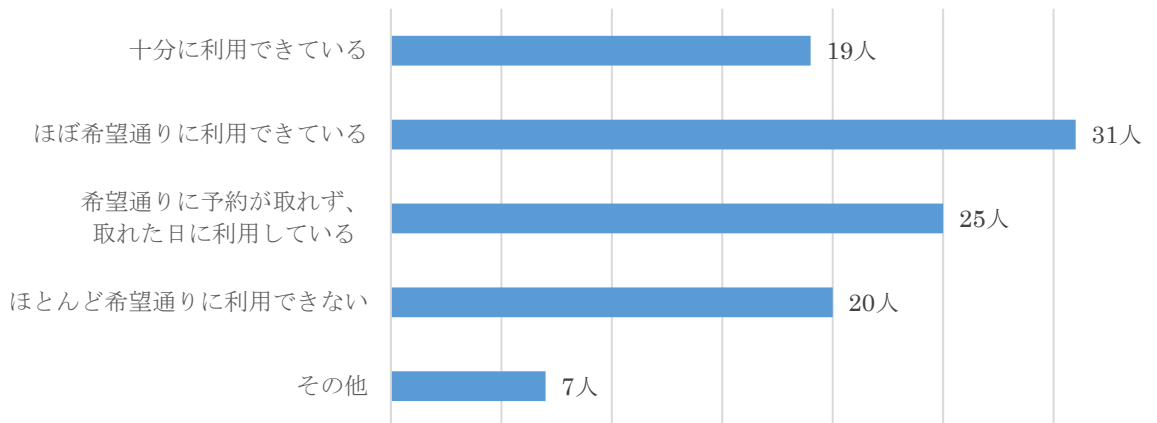
今後の生活の不安に対してどのような不安があるかという問いでは、「利用者自身の健康」が186人と最も多く、次いで「同居者の健康」が163人となっています。その他として利用者自身の就職への不安があるという回答がありました。

問4 今後どのような通所系サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を利用したいか。（最大3つの選択。回答数700）



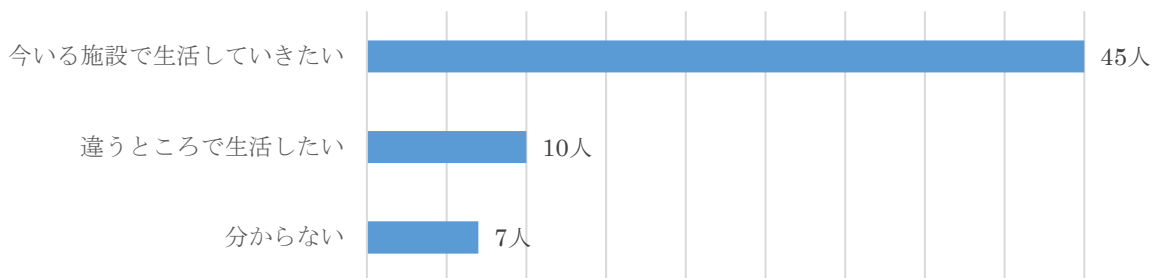
今後どのような通所系サービス事業所を利用してみたいかという問いでは、「身体機能の維持」が107人と最も多く、次いで「様々なレクリエーションへの参加」が98人、「創作活動（絵を描く、貼り絵、手芸等）」が93人となっています。

問5 短期入所を希望通りの日時に利用できているか。(回答数102人)

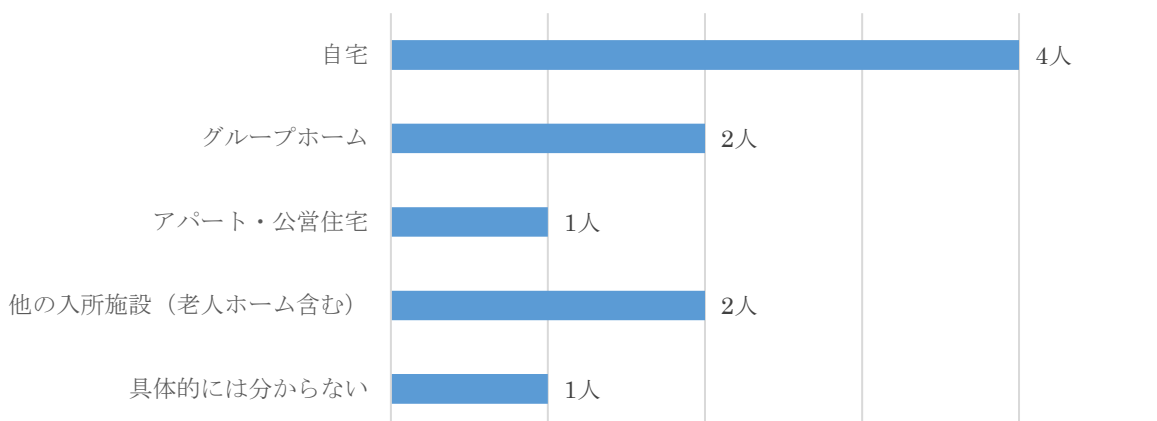


短期入所を希望通りの日時に利用できているかという問いに対して、「ほぼ希望通りに利用できている」が31人と最も多く、次いで「希望通りに予約が取れず、取れた日に利用している」が25人となっています。「その他」として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用することができないという回答がありました。

問6 施設入所者の地域生活移行について (回答数62)



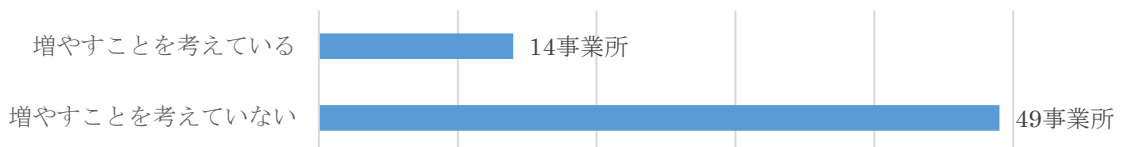
現在、障がい者支援施設に入所している方に対する今後の生活に対する希望の問いでは、「今いる施設で生活していきたい」が45人と最も多く、次いで「違うところで生活したい」が10人となっています。希望する移行先の内訳は以下のとおりとなっております。



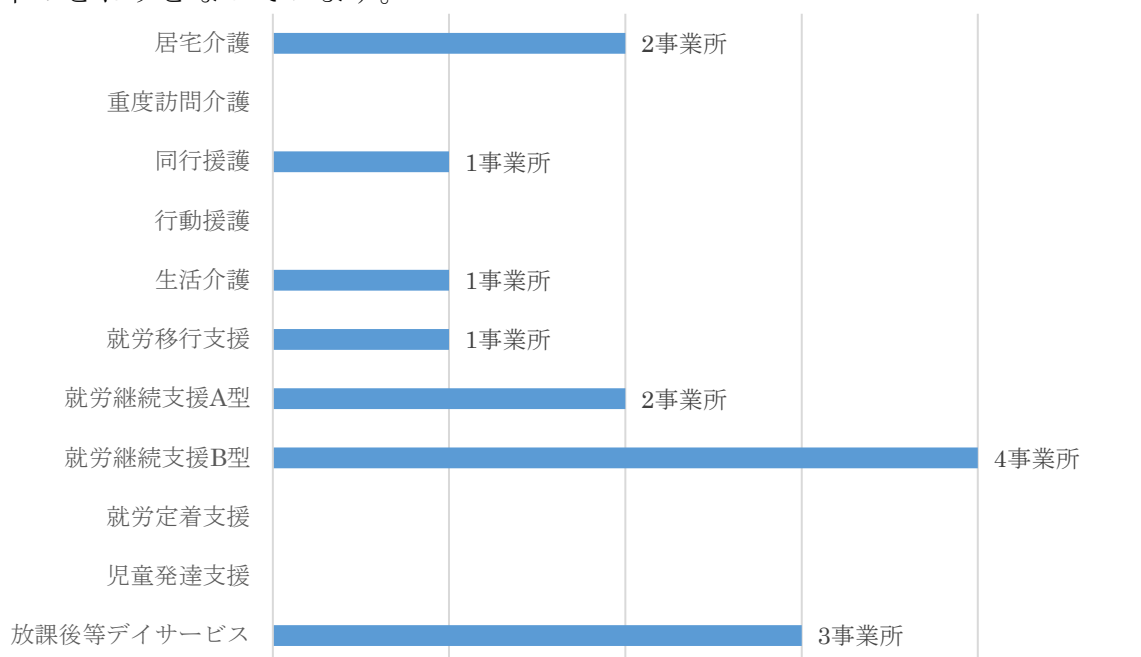
第3章 アンケート調査について

(2) 障がい福祉サービス事業所へのアンケート調査

問1 事業所の定員数について（回答数63）



今後、事業所の定員数を増やすことを考えているかという問いに対して、「増やすことを考えている」が14事業所となっています。障がい福祉サービスごとの内訳は以下のとおりとなっています。



定員数を増やすことを考えている事業数において、就労継続支援B型事業所が4事業所と最も多く、次いで放課後等デイサービス事業所が3事業所、居宅介護事業所と就労継続支援A型事業所が2事業所となっています。

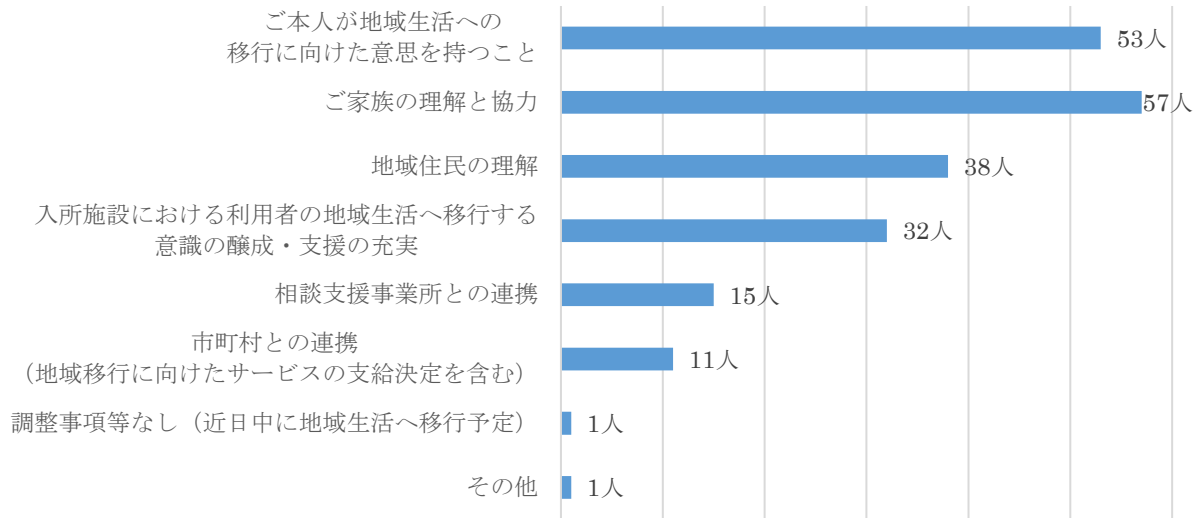
(3) 障がい者支援施設へのアンケート調査

問1 障がい者支援施設からの地域移行が可能な方の人数について（回答数81）



現在の利用者のうち、障がいの状態と地域での支援の提供体制を踏まえ、地域生活への移行が可能であると判断できた人数が11人であり、困難であると判断された人数は70人となっております。

問2 地域移行に向けての課題について（複数選択可。回答数208）



地域生活への移行に向けた課題と考えられることはなにかという問いには、「ご家族の理解と協力」が57人と最も多く、次いで「利用者が地域生活への移行に向けた意思を持つこと」が53人となっております。

3 アンケート結果から見た現状と課題

- ・ 今後の生活について、「自宅で生活したい」との回答が最も多く、住み慣れた地域での暮らしを望んでいることがうかがえます。自宅での安心した生活を支援するため、引き続きヘルパーによる入浴や食事等の介助を行う居宅介護や日中の活動の場を提供する生活介護等のサービス提供体制の確保が必要です。
- ・ 今後の生活について、「グループホームで生活したい」との回答が2番目に多く、今後も利用ニーズの増加が予想されます。近年、グループホームの新設等により定員数が増加しておりますが、地域生活を支えるうえでの有効な受け皿として今後もサービス提供体制の確保が必要です。
- ・ 短期入所利用者のうち40%以上の方が、「希望通りの予約が取れず、取れた日に利用している」、「ほとんど希望通りに利用できない」と回答していることから、介護保険サービス事業所による共生型サービスの推進等により、利用ニーズを満たせるようサービス提供体制の確保が必要です。
- ・ 放課後等デイサービス事業所のうち3事業所が今後定員増を考えていると回答しておりますが、障がい児通所支援利用者が年々増加していることから、今後もサービス提供体制の確保が必要です。
- ・ 障がい者支援施設へのアンケートで、障がい者支援施設から地域移行が可能かどうかについて、利用者の80%以上は「地域移行が困難である」と回答しており、施設入所については一定程度のニーズがあることから、引き続き障がい者支援施設の確保が必要です。

第4章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障害者基本法に基づく「山形市第4次障がい者基本計画」の基本理念を共有し、障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送れるよう支援を行い、地域共生社会の実現を目指します。

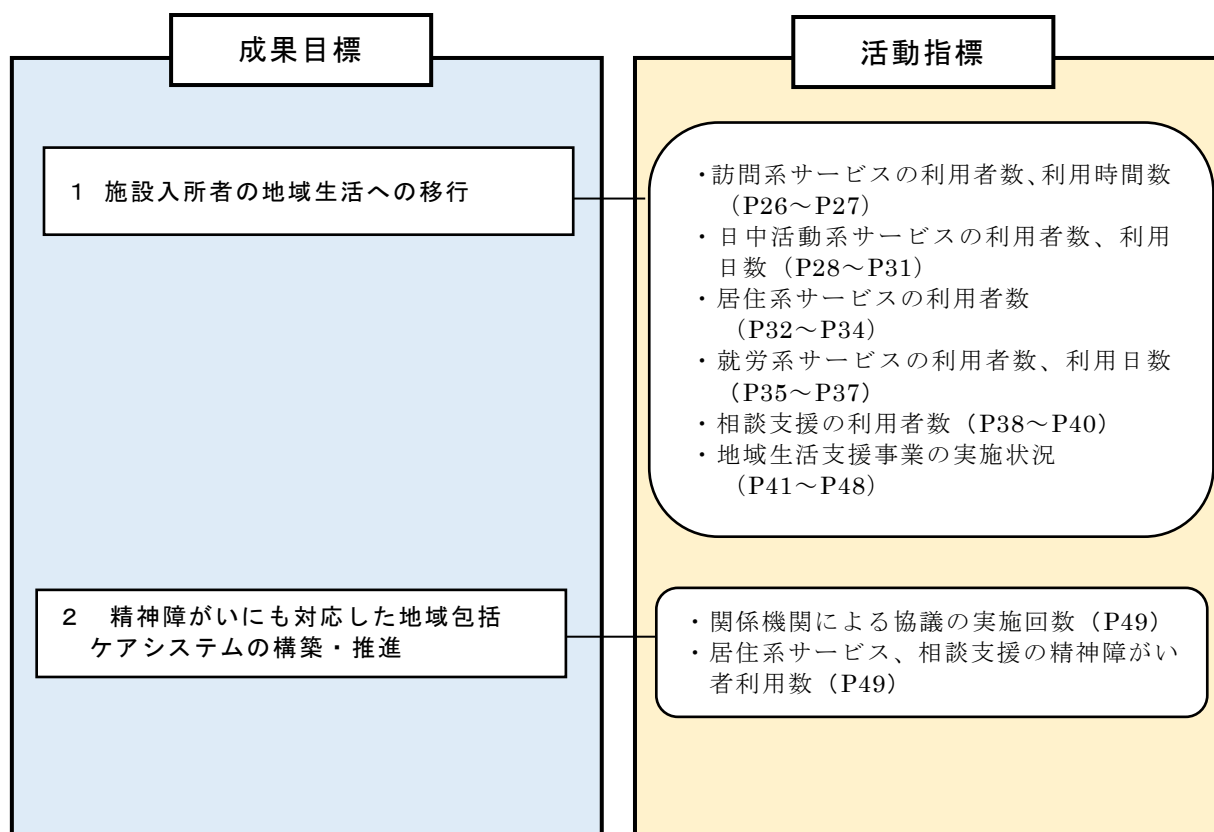
基本理念

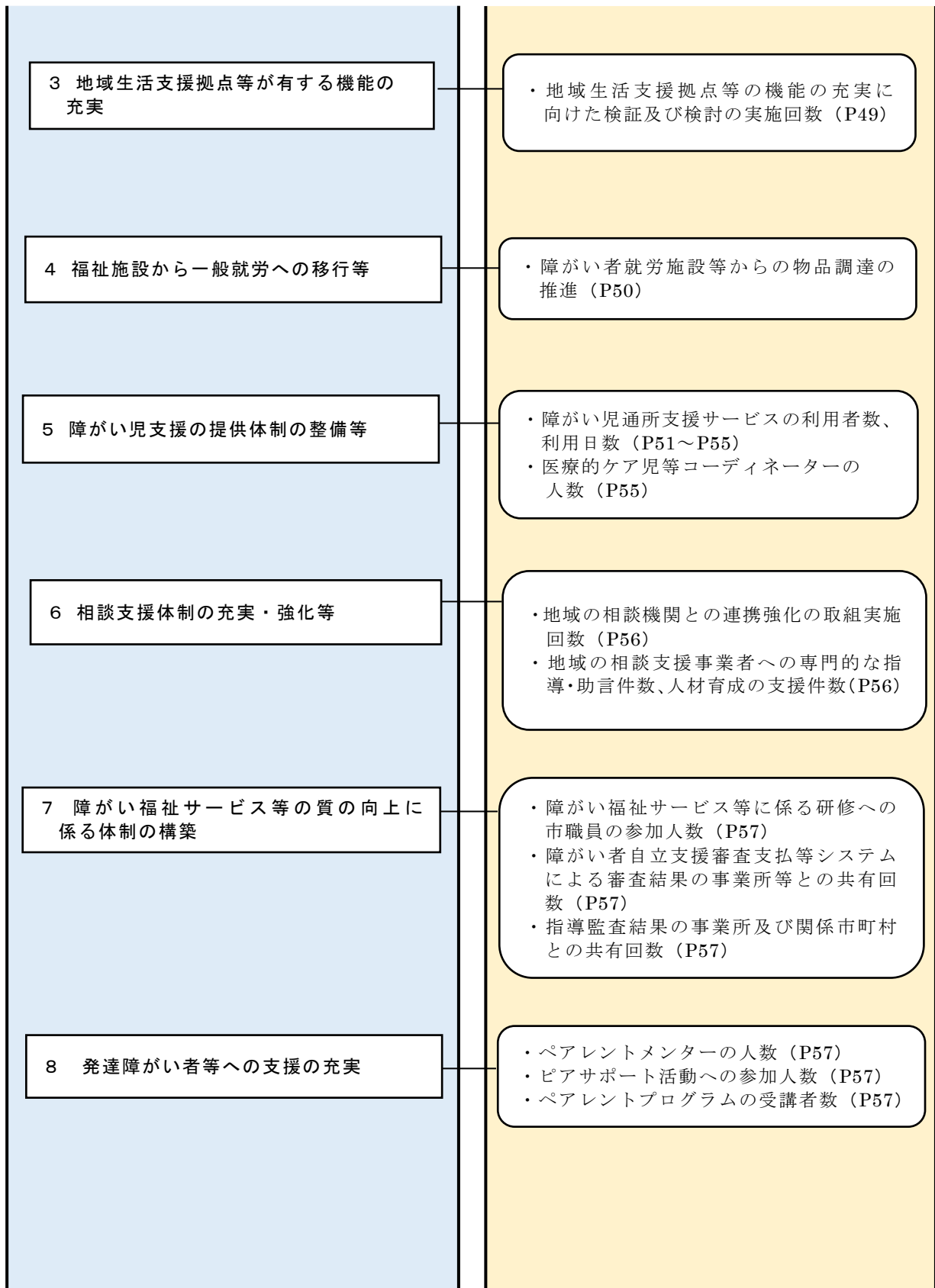
障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、
地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり

2 成果目標と活動指標

本計画では、基本理念の実現に向け、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に示されている7つの項目に山形市としての1つの項目を加え、あわせて8つの項目を成果目標として設定します。

また、成果目標の達成に向け、活動指標として今後の障がい福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための方策について定めるとともに、各指標を設定します。





第5章 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に示されている7つの項目に山形市としての1つの項目を加え、あわせて8つの項目を成果目標として設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所する障がい者のうち、施設を退所してグループホームや一般住宅等地域での生活へ移行する人についての目標を設定するとともに、施設入所者数を削減することについての目標を設定します。

国の基本指針
①令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・本市の令和元年度末現在の施設入所者数は177人となっています。
- ・施設入所者が地域で生活するための受け皿となるグループホームが増加しており、地域移行のための環境整備が進んできています。
- ・令和元年度末時点の施設入所者数のうち、国の基本指針に即し、6.2%の11人が地域生活に移行することを目指します。
- ・令和5年度末の施設入所者数を、国の基本指針に即し、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%の3人を削減することを目指します。

項目	目標	説明
令和2年度から令和5年度までの地域生活移行者数	11人	令和元年度末時点の施設入所者数177人の6.2%がグループホーム等への移行を目指す
令和5年度末時点の施設入所者数	174人	令和元年度末時点の施設入所者数177人から1.6%削減を目指す

<目標達成に向けた取組>

- ・施設から退所する障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、サービス事業所や相談支援事業所等との連携を図り、地域生活への円滑な移行を推進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進

精神病床における長期入院患者の地域生活への円滑な移行を進めるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての目標を設定します。

国の基本指針では、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率が成果目標として示されておりますが、この数値については山形県が設定することになります。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・地域課題の解決を図るため、令和3年度末までに保健、医療、福祉関係者などによる山形市における協議の場を設置します。

項目	目標
山形市における保健、医療、福祉関係者などによる協議の場の設置	令和3年度末までに設置

<目標達成に向けた取組>

- ・精神障がい者が地域で安心した生活が送れるよう、山形市における課題を整理し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・運用していきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい者が地域で安心した生活を送れるよう、①相談、②体験の機会、③緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有する地域生活支援拠点等についての目標を設定します。

国の基本指針
令和5年度までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・地域生活支援拠点等を確保し、令和3年度中にその運用状況の検証及び検討体制を整備します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の確保	1つを確保 (面的整備型※)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	年1回以上

※面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

<目標達成に向けた取組>

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実に向け、山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、機能が十分発揮されているかの検証及び検討を定期的を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の目標を設定します。

国の基本指針
①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を基本とする。
②就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることを基本とする。
③就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指すこととする。
④就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指すこととする。
⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度の移行実績の1.31倍の40人以上を目指します。
- ・就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度の移行実績の1.3倍の25人以上を目指します。
- ・就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度の移行実績の1.26倍の8人以上、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度の移行実績の1.23倍の7人以上を目指します。
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用することを目指します。

第5章 成果目標

項目	目標	説明
令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数	40人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者30人の1.3倍を目指す
就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	25人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数19人の1.3倍を目指す
就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	8人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者6人の1.3倍を目指す
就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数	7人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者5人の1.4倍を目指す
令和5年度における年間一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70%	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後6月以上経過した者に限る。）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合

<目標達成に向けた取組>

- ・相談支援事業所と連携し、就労を希望する障がい者への就労移行支援等サービスの利用の推進を図ります。
- ・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等関係機関と連携し、障がいの特性に応じた適切な支援を行い、一般就労への円滑な移行の促進を図ります。
- ・山形労働局が主催する一般の従業員を対象とした精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座についての周知を図り、障がい者が働きやすい職場環境づくりの推進を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児とその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、支援体制についての目標を設定します。

国の基本指針
①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
③令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難の場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
④令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、児童発達支援センター「こまくさ学園」を設置しており、引き続き支援体制を確保していく必要があります。
- ・山形市内には、令和元年度末現在、保育所等訪問支援事業所が2事業所、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が1事業所あります。また、圏域に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が1事業所あります。これらの事業所によるサービス提供体制を確保する必要があります。
- ・平成30年度に山形市障がい者自立支援協議会こども部会による山形市医療的ケア児支援連絡会議が発足し、引き続き関係機関の連携を図っていく必要があります。
- ・令和元年度末現在、市内障がい児相談支援事業所の相談支援専門員や病院看護師など6名が医療的ケア児等コーディネーターとして活動しています。今後もコーディネーターの拡充を図り、支援体制の強化に努めます。

第5章 成果目標

項目	目標	説明
令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	1か所以上設置	令和元年度末現在山形市に1か所設置
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	2か所以上確保	令和元年度末現在山形市に2か所確保
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	圏域又は市内に1か所以上確保	令和元年度末現在圏域（※）に1か所確保
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	1か所以上確保	令和元年度末現在山形市に1か所確保
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	平成30年度に山形市障がい者自立支援協議会こども部会による「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を発足
令和5年度末までの医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	累計31人	令和元年度末現在コーディネーター数6人

※圏域：障がい児及びその家族が、身近な地域で支援を受けられるよう、利便性などを考慮し、山形市及び隣接する上山市、天童市とします。

<目標達成に向けた取組>

- ・山形市が設置している児童発達支援センター「こまくさ学園」による支援体制を引き続き確保します。
- ・保育所等訪問支援による集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行う保育所等訪問支援の提供体制を確保します。
- ・重度の障がい児の療育を支援するため、重症心身障がい児を受入れる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所を引き続き確保します。
- ・山形市医療的ケア児支援連絡会議を継続的に開催し、保健、医療、福祉、保育、教育等各関係機関及びコーディネーターが連携し、医療的ケア児、重症心身障がい児とその家族を支援します。
- ・相談支援事業所等に山形県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を働きかけ、コーディネーターの拡充を図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援体制についての目標を設定します。

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・山形市では、市内6つの相談支援事業所に委託し、障がい者の身近な相談窓口としての「山形市相談支援センター」を市内6か所に設置しています。
- ・委託事業所は、精神保健福祉士、社会福祉士等専門的職員を配置し、障がい者に対する総合的な相談支援及び関係機関との連絡調整、事業所に対する専門的指導及び助言等を行っています。
- ・増加する相談者に対応するため体制の拡充が必要となってきました。

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	現行の相談支援体制を確保しつつ、基幹相談支援センター設置の必要性を含め今後の相談支援体制のあり方について継続的に検討する。

<目標達成に向けた取組>

- ・山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、今後の相談支援体制についての検討を定期的実施します。

7 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築

障がい福祉サービス等事業所の適正な運営を確保し、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等が提供されるよう目標を設定します。

国の基本指針
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・過誤請求の事例を事業所と共有し、過誤申し立て等による事業所の事務手続きの負担軽減を図り、障がい福祉サービス等の提供に注力することで事業所のサービスの質の向上につなげます。
- ・指導監査結果を県の指導監査部門と共有し、指導監査の質の向上を図り、事業所のサービスの質の向上につなげます。

項目	目標
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する体制の構築	令和5年度末までに構築
指導監査結果を事業所及び県の指導監査部門と共有する体制の構築	令和3年度末までに構築

<目標達成に向けた取組>

- ・サービスの質の向上を図るため、障がい者自立支援支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用し事業所と共有する体制をつくります。
- ・事業所の適正な運営の確保を図るため、事業所に対する指導監査の適切な実施とその結果を事業所及び県の監査部門と共有する体制をつくります。

8 発達障がい者等への支援体制の構築

山形市では、児童発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある児童に対する療育や保護者への相談支援を行っているほか、臨床心理士による幼児発達相談の実施や3歳児健康診査での臨床心理士の配置等により発達障がいの早期発見・早期療育の促進に努めています。

一方、発達障がいに係る診療は、多くの方が県立こども医療療育センターを利用していますが、初診までの期間の長期化が課題となっています。

山形市としては、発達障がい者等とその家族の不安をできるだけ軽減し、地域で安心した生活が送れるよう、国の基本指針では示されておりませんが、独自に目標を設定し、支援体制のさらなる充実を図ります。

<目標設定にあたっての考え方>

- ・発達障がい者とその家族を支援するため、令和5年度末までに支援体制を整備します。

項目	目標
ピアサポート活動の場	令和5年度末までに確保
ペアレントプログラムの実施体制	令和5年度末までに構築

- ・ピアサポート：発達障がい者やその親同士の支え合い。
- ・ペアレントプログラム：子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を学ぶ。

<目標達成に向けた取組>

- ・発達障がい者等とその家族にとってより効果的な支援となるよう、発達障がい者等の現状を把握しながら、支援のあり方について検討します。

第6章 活動指標

成果目標の達成に向け、今後の障がい福祉サービスの需要量を見込み、その確保のための方策について定めるとともに、各指標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る活動指標

(1) 障がい福祉サービス提供体制の確保

○訪問系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
①居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供（代筆・代読を含む。）及び移動の支援を行います。
④行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行います。
⑤重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

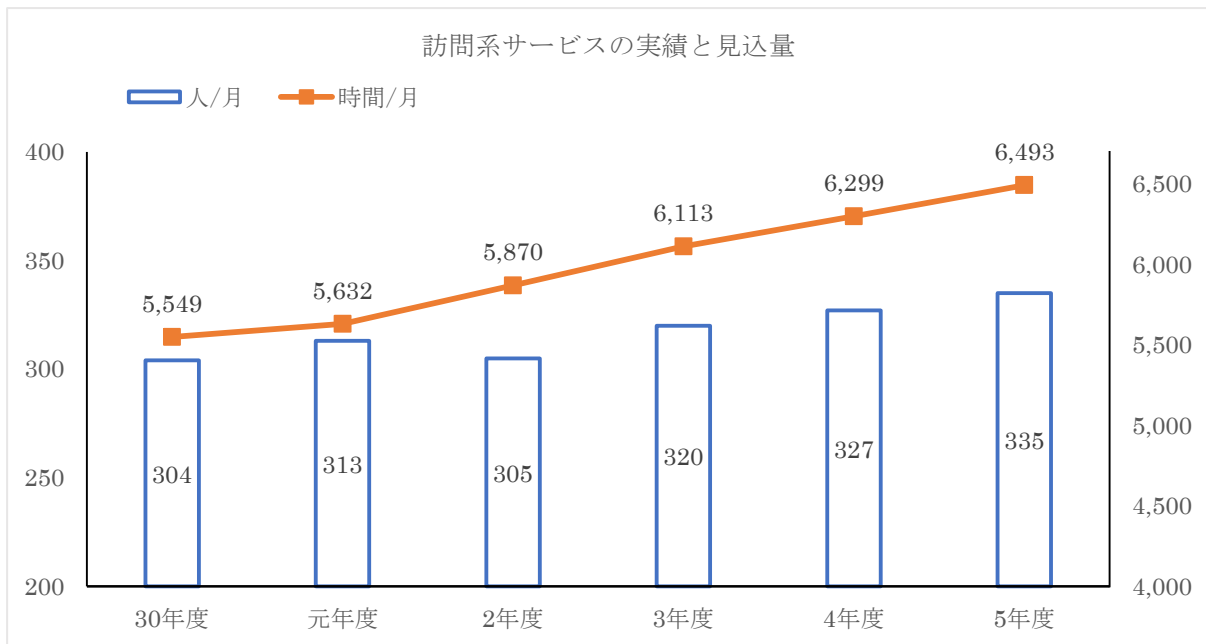
<見込量の考え方>

- ・居宅介護については、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行が進むことを考慮し、今後も利用者数が増加すると見込みます。
- ・重度訪問介護、同行援護、行動援護については、大幅な増減はなく推移するものと見込みます。
- ・重度障がい者等包括支援については、現在、利用実績がなく、今後も利用がないものと見込みます。

<見込量>

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人/月	221	222	225	228	231	234
	時間/月	3,269	3,189	3,177	3,209	3,242	3,275
重度訪問介護	人/月	16	17	17	18	18	19
	時間/月	1,725	1,812	2,164	2,273	2,387	2,507
同行援護	人/月	45	49	41	49	51	53
	時間/月	452	506	434	506	532	559
行動援護	人/月	22	25	22	25	27	29
	時間/月	103	125	95	125	138	152
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
計	人/月	304	313	305	320	327	335
	時間/月	5,549	5,632	5,870	6,113	6,299	6,493



<見込量確保のための方策>

- ・訪問系サービスは、障がい者が住み慣れた地域で生活するうえで必要な支援であり、施設入所から地域生活への移行を進めるうえでも、今後さらなる需要の増加が見込まれることから、事業所や人材の確保など、サービス提供体制の確保に努めます。

○日中活動系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
①生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供します。
②自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
③自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行います。
④療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行います。
⑤短期入所（ショートステイ）	障がい者を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

<見込量の考え方>

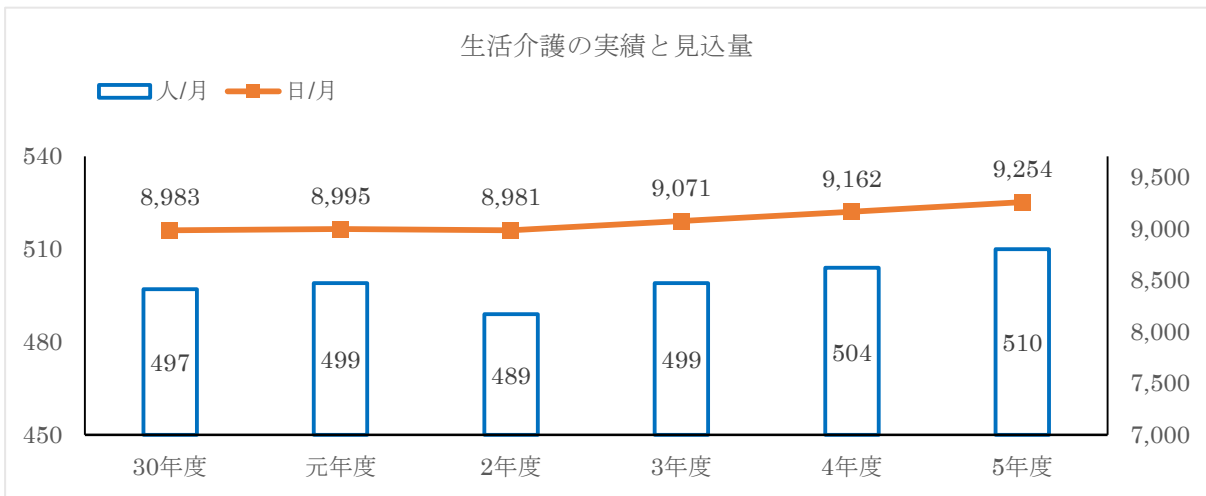
- ・生活介護については、福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や特別支援学校卒業者の利用意向等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）については、利用者が限定されているため、今後も大幅な増加はないものと見込みます。
- ・療養介護については、医療的ケアが必要な重度の障がい者の生活の場として今後も増加すると見込みます。
- ・短期入所（ショートステイ）について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の自粛や事業所の受け入れの制限から利用が減少しておりますが、介護者の疾病等による緊急的な受け入れ先として、また、介護者の休息のための利用として必要性が増しており、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況にもよりますが、傾向としては増加していくものと見込みます。

<見込量>

①生活介護

上段：利用者数 下段：サービス量

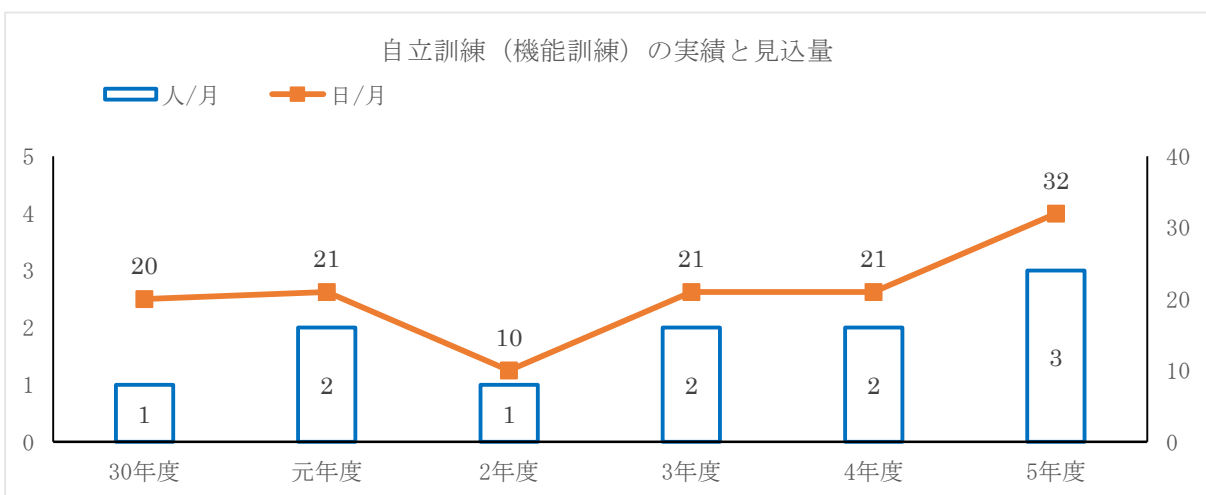
サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人/月	497	499	489	499	504	510
	日/月	8,983	8,995	8,981	9,071	9,162	9,254



②自立訓練（機能訓練）

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	2	1	2	2	3
	日/月	20	21	10	21	21	32

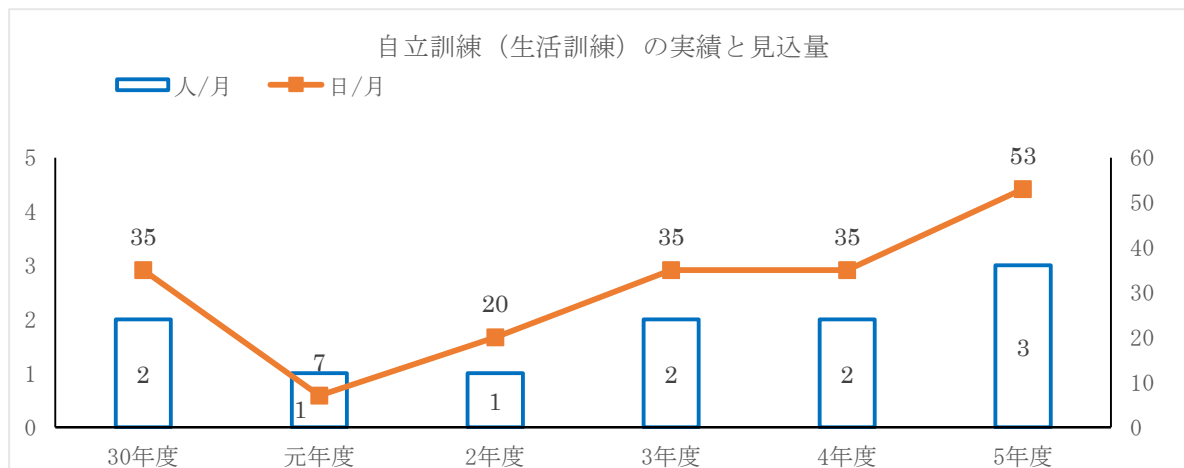


第6章 活動指標

③自立訓練（生活訓練）

上段：利用者数 下段：サービス量

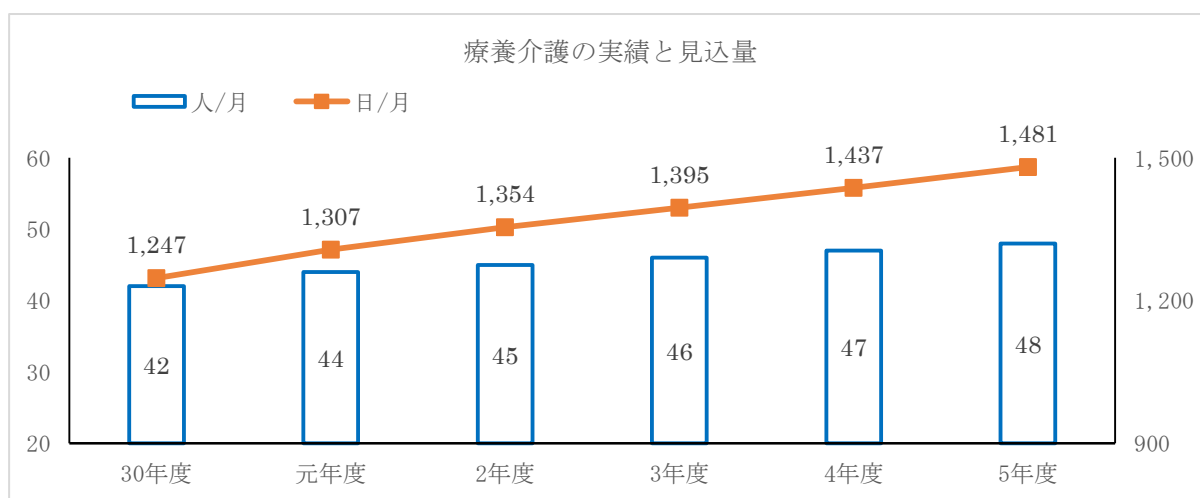
サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	1	1	2	2	3
	日/月	35	7	20	35	35	53



④療養介護

上段：利用者数 下段：サービス量

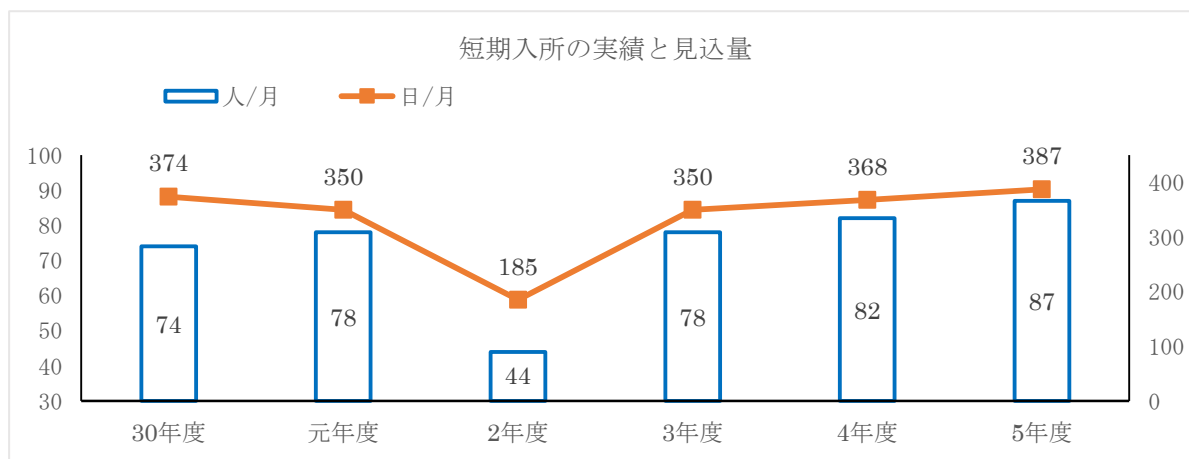
サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
療養介護	人/月	42	44	45	46	47	48
	日/月	1,247	1,307	1,354	1,395	1,437	1,481



⑤短期入所（ショートステイ）

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
短期入所	人/月	74	78	44	78	82	87
	日/月	374	350	185	350	368	387



＜見込量確保のための方策＞

- ・ 障がい者の日中の活動の場を確保し、自立した生活を支援するため、利用者のニーズを把握し、希望するサービスが利用できるよう提供体制の充実に努めます。
- ・ 既存事業所への働きかけや介護保険サービス事業所への共生型サービスの周知等により短期入所先の確保を図ります。
- ・ 障がい者が65歳到達後も引き続き必要なサービスが受けられるよう、介護支援相談員と相談支援専門員の連携強化を図ります。

○居住系サービス

<サービスの種類と内容>

種類	内容
①共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。
②施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
③自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。

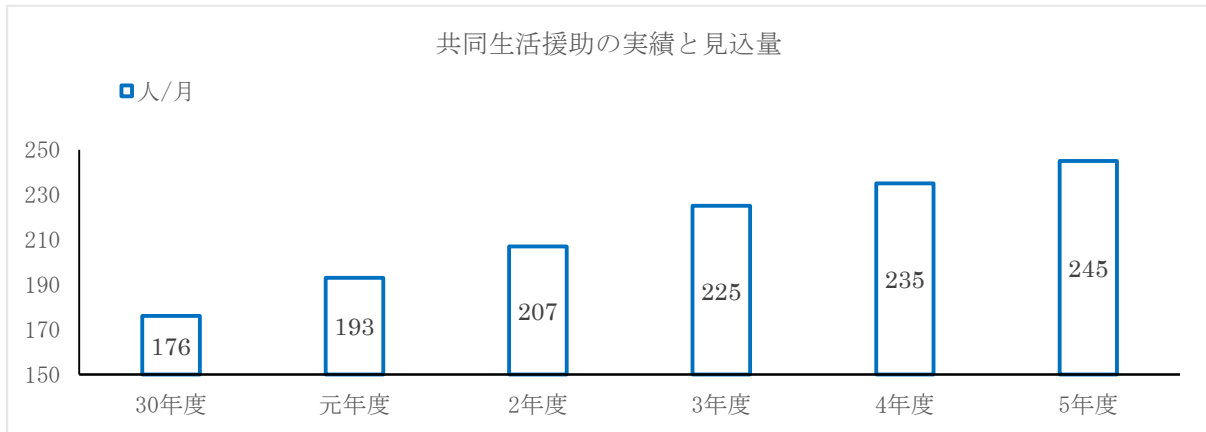
<見込量の考え方>

- ・共同生活援助については、地域生活への移行を進めるうえでグループホームが移行者の受け皿となることから、今後も利用者は増加するものと見込みます。
- ・施設入所支援については、成果目標に基づき、令和5年度末の施設入所者数を174人と見込みます。
- ・自立生活援助については、平成30年度から開始されたサービスで、これまで利用実績はありませんが、地域生活への移行者のニーズがあるものとして見込みます。

<見込量>

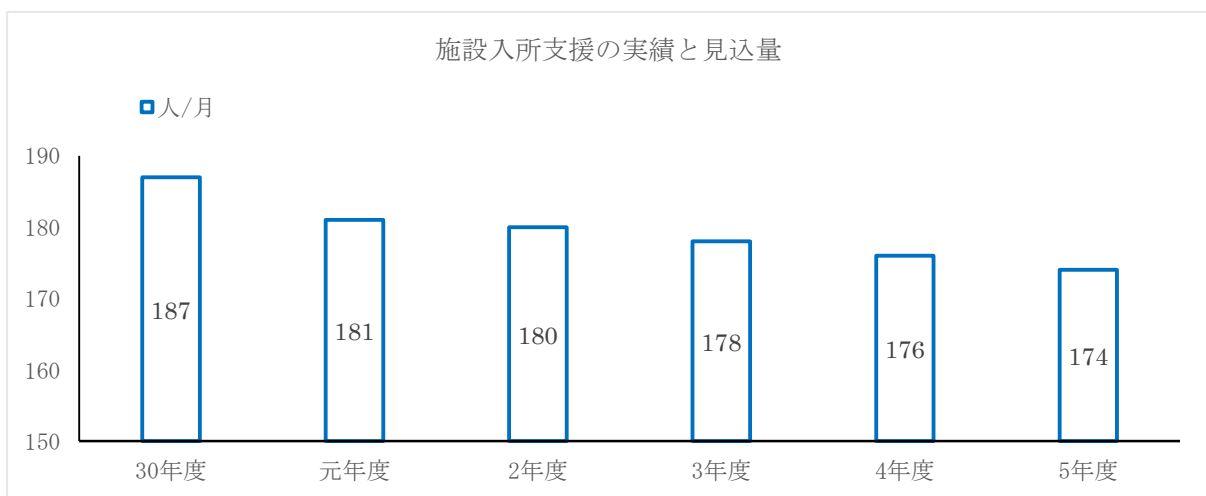
①共同生活援助（グループホーム）

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度（見込）	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	人/月	176	193	207	225	235	245



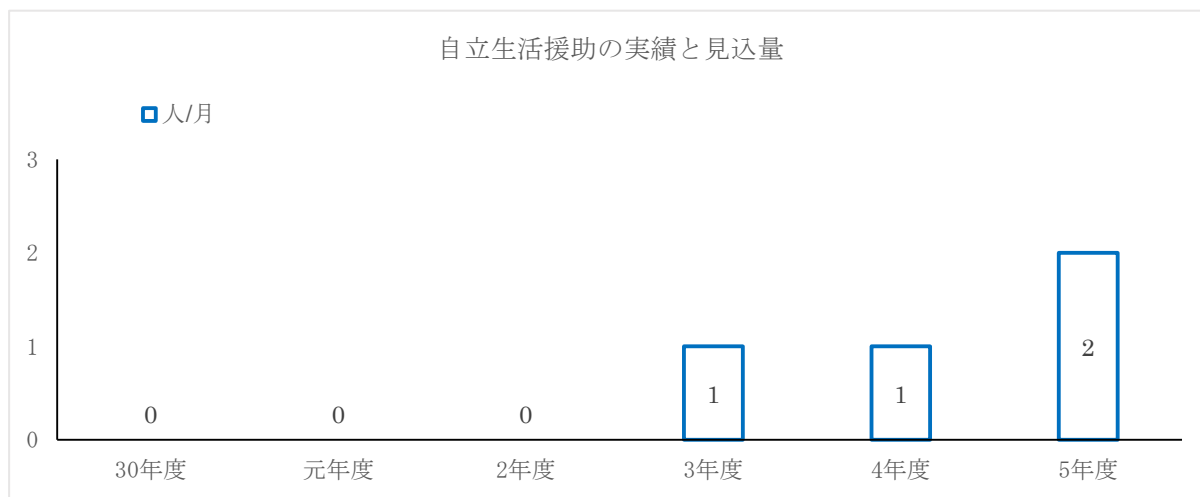
②施設入所支援

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度（見込）	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人/月	187	181	180	178	176	174



③自立生活援助

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	2



<見込量確保のための方策>

- ・施設入所者等の地域生活への移行を進めるうえで、共同生活援助（グループホーム）は、有効な受け皿となるため、利用者のニーズを的確に捉え、サービス提供体制の確保を図ります。
- ・地域における障がい者や障がいについての理解が深まるよう、市民への周知啓発活動を積極的に行います。

○就労系サービス

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
①就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。
②就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
③就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
④就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

＜見込量の考え方＞

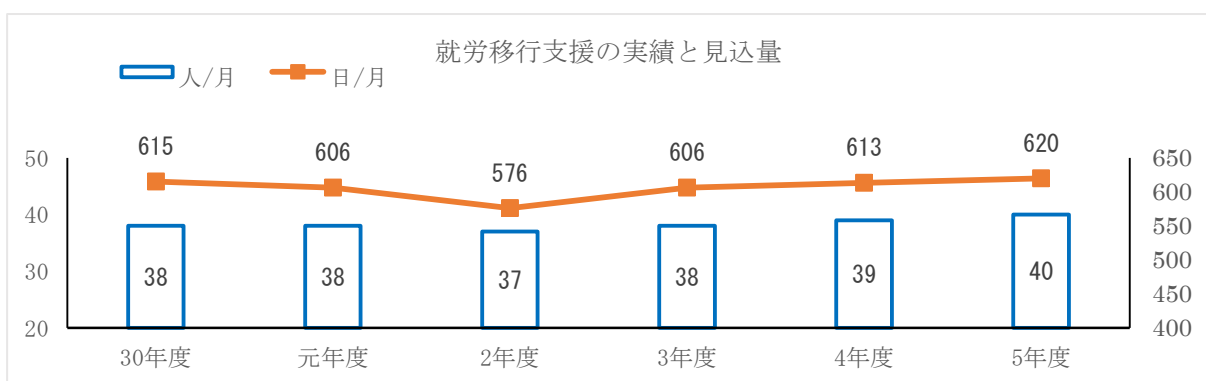
- ・就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や特別支援学校卒業者の利用意向等を勘案し、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・就労定着支援については、障がい者の職場定着を図るため、サービス利用を促進していくことから、利用者の増加を見込みます。

＜見込量＞

①就労移行支援

上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
就労移行支援	人/月	38	38	37	38	39	40
	日/月	615	606	576	606	613	620

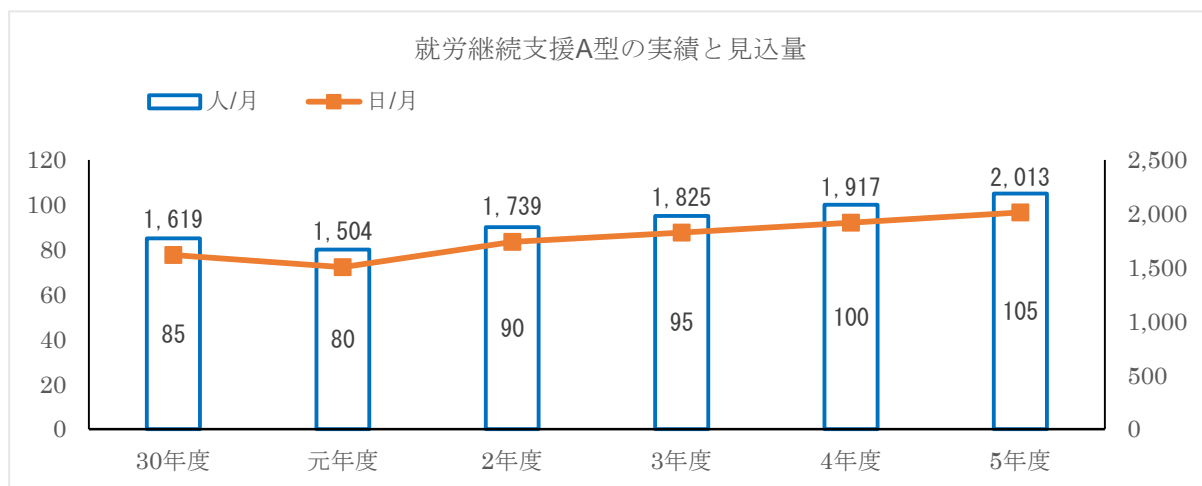


第6章 活動指標

②就労継続支援A型

上段：利用者数 下段：サービス量

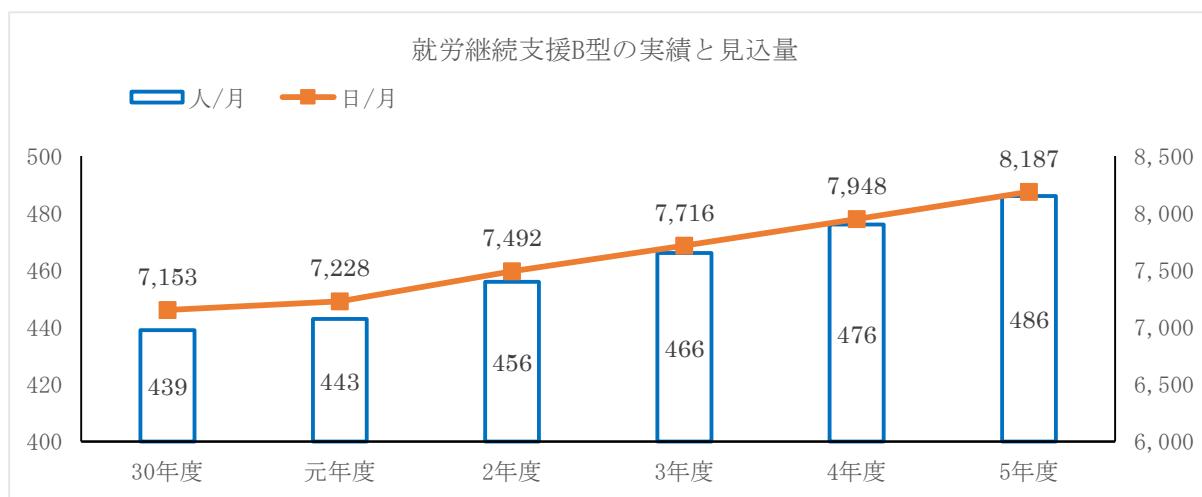
サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
就労継続支援A型	人/月	85	80	90	95	100	105
	日/月	1,619	1,504	1,739	1,825	1,917	2,013



③就労継続支援B型

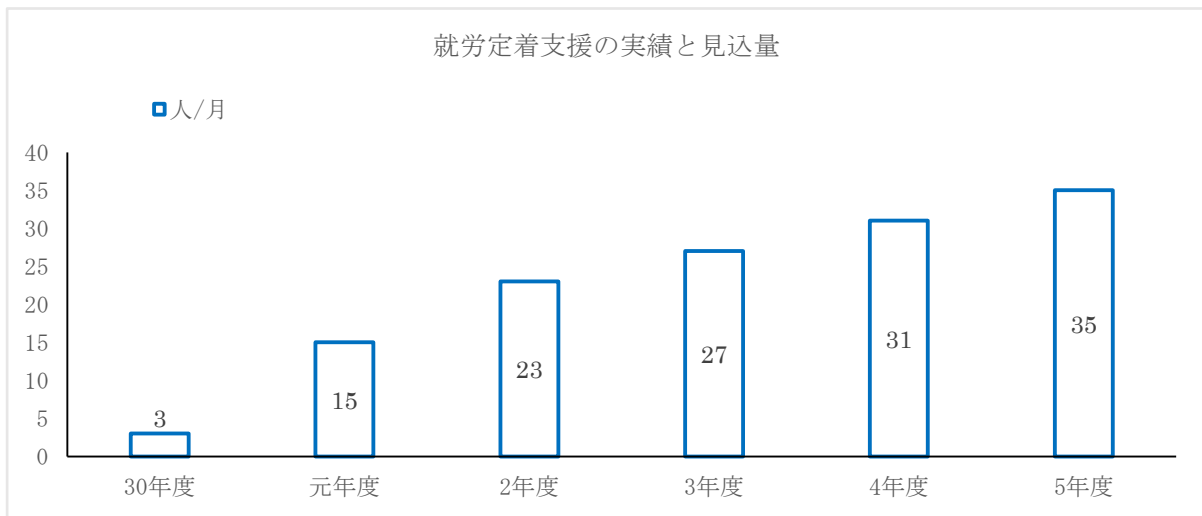
上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
就労継続支援B型	人/月	439	443	456	466	476	486
	日/月	7,153	7,228	7,492	7,716	7,948	8,187



④就労定着支援

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
就労定着支援	人/月	3	15	23	27	31	35



＜見込量確保のための方策＞

- ・ 就労移行支援や就労継続支援を利用する就職希望者が、一般就労につながるよう、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、一般就労への円滑な移行を支援します。

○相談支援

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
①計画相談支援	<p>障がい者の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。</p> <p>また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。</p>
②地域移行支援	<p>障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所（退院）後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行います。</p>
③地域定着支援	<p>居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行います。</p>

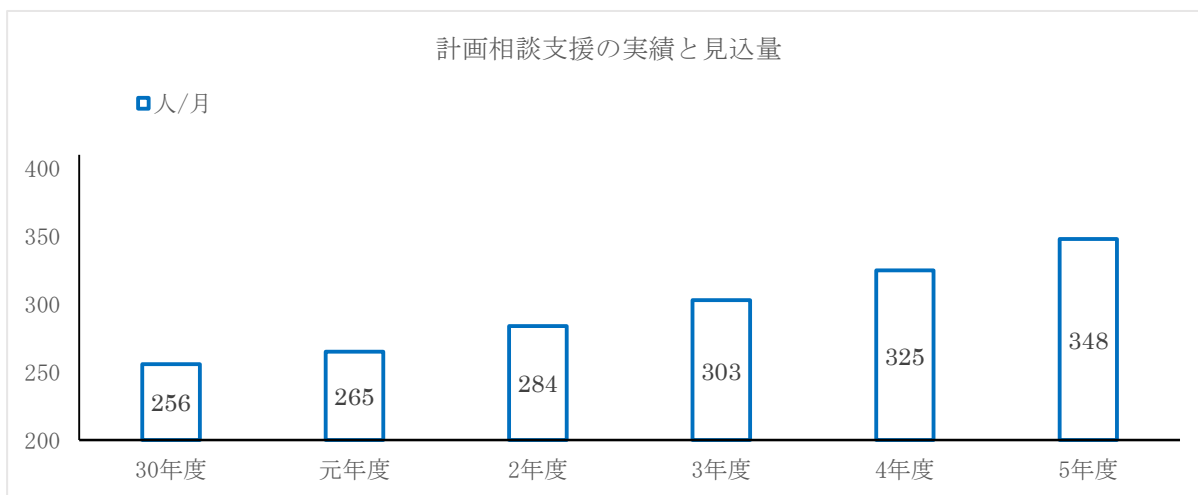
＜見込量の考え方＞

- ・計画相談支援については、全ての障がい福祉サービス利用者に提供するものとし、各サービスで今後も利用者の増加が見込まれることから、同様に増加すると見込みます。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、これまで利用実績は少ないですが、今後、地域生活への移行者のニーズがあるものとして利用を見込みます。

＜見込量＞

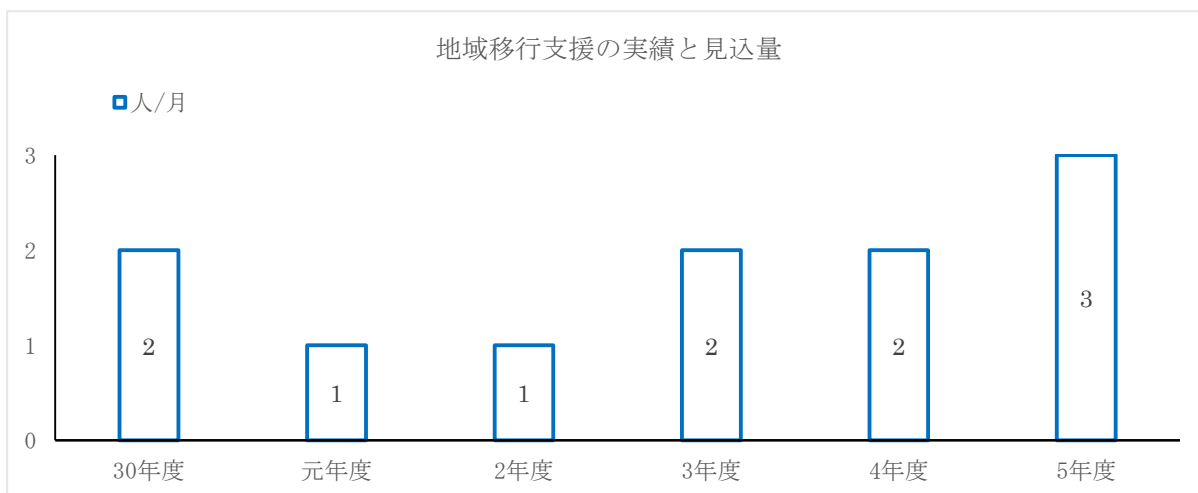
①計画相談支援

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人/月	256	265	284	303	325	348



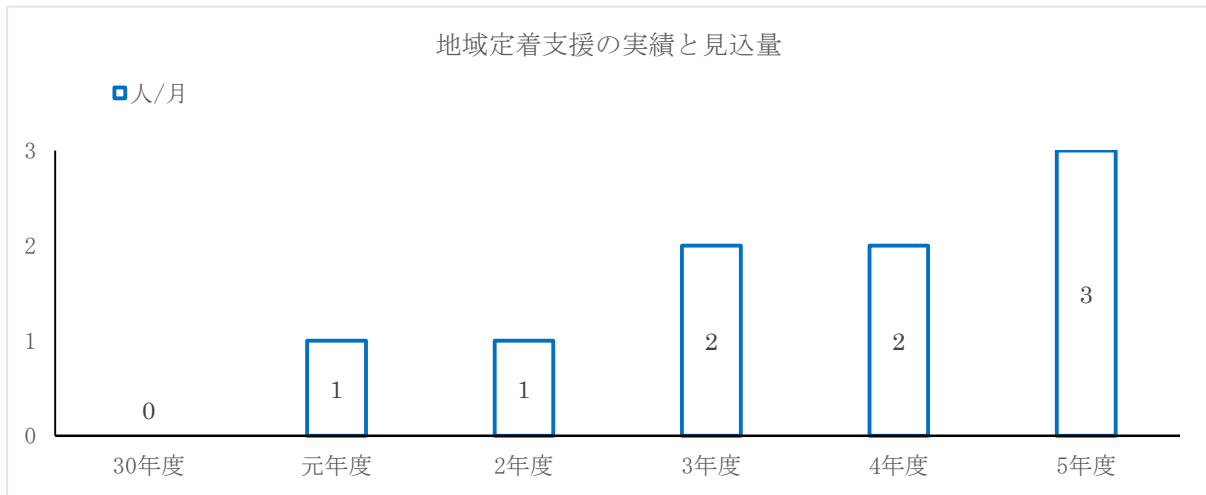
②地域移行支援

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
地域移行支援	人/月	2	1	1	2	2	3



③地域定着支援

サービスの種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
地域定着支援	人/月	0	1	1	2	2	3



<見込量確保のための方策>

- ・相談支援事業所との連携を図りながら、障がい福祉サービス利用者個々のニーズに応じたきめ細かな計画相談支援を行うことができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・障がい者の施設等から地域への移行を円滑に進めるため、支援を必要とする障がい者の把握に努め、地域移行支援、地域定着支援の浸透を図ります。
- ・山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会での研修等を通し、相談支援専門員のスキルアップを図ります。

(2) 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、市町村事業として、障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ実施していく事業です。

<事業の内容>

事業名	内容
①理解促進・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。
②自発的活動支援事業	保護者やボランティアの団体等が行う心身障がい児者を対象とした機能訓練教室や障がい者等が組織する団体が行う研修活動などを支援します。
③相談支援事業	市が委託する相談支援事業所(相談支援センター)において、障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 また、山形市障がい者自立支援協議会において地域の関係機関との連携を図り、障がい者等の地域生活を支援します。
④成年後見制度利用支援事業	権利擁護が必要な知的障がい者又は精神障がい者に、成年後見制度を利用するための手続きに関する費用の助成等を行います。
⑤意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者などの派遣を行います。
⑥手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい等のため意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援体制を整備します。
⑦地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターにおいて、障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
⑧障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	障がいのある児童が地域で安心して暮らせるよう、本人や家族等へ専門的な相談や支援として、訪問・外来による療育相談・指導、訪問による健康診査などを行うことにより、身近な地域で療育指導を行います。

事業名	内容
⑨専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を養成することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した社会生活を支援します。
⑩専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会参加を図ることができるように、市町村域を超えた広域的な派遣などの対応が必要となる場合の手話通訳者、要約筆記者の派遣及び盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。
⑪日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で日常生活用具を必要とする障がい者に、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
⑫移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
⑬日常生活支援事業	
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難である身体障がい者等に対し、居宅に訪問し、入浴車において入浴サービスを提供します。
障がい者自立支援訓練事業	障がい者向けの福祉ホーム等に居住し、日常生活等を自主的に営むのに支障がある障がい者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス及び自立のための訓練を提供します。
生活訓練等事業	障がい者等に対し、主として昼間、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
生活介護事業	障がい者に対し、主として昼間、入浴、排せつ並びに食事等の介護及び創作的活動などの機会の提供を行います。
日中短期入所事業	障がい者等を日中一時的に預かり、入浴、排せつ又は食事等の介護を行います。
タイムケア事業	中学校又は高等学校等に在籍する障がい児に、学校の授業等の終了後及びその休業の日並びに長期休暇の期間において活動の場を提供し、日常生活の支援及び社会適応訓練等を行います。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、保育所等の職員及び児童の保護者に対して、障がいの早期発見及び早期対応のための助言等を行います。

事業名	内容
⑭社会参加促進事業	障がい者等の社会参加を促進するため、スポーツ大会の支援や点字又は音声コードによる情報提供、タクシー利用又は自家用自動車の給油の助成等を行います。
⑮権利擁護支援事業	
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等適正な支援を実施するため、虐待防止の普及啓発、相談支援体制や協力体制の整備等を行います。
成年後見制度普及啓発事業	山形市地域福祉計画、山形市障がい者基本計画及び山形市成年後見制度利用促進基本計画（山形市高齢者保健福祉計画を包含するものとして位置づけている）を踏まえつつ、市が委託する成年後見センターを軸として、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）の構築を図るとともに、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人等の受任者調整及び後見人支援等を実施し、成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

※権利擁護支援の地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき平成29年3月に定められた成年後見制度利用促進基本計画において、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を念頭に、保健・医療・福祉とともに、司法を含めた連携の仕組みを「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」としている。

<見込量の考え方>

- ・障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むための支援として、引き続き事業を実施していく必要があります。
- ・平成30年度から令和2年度までの利用実績や増減傾向、利用者のニーズ等を踏まえ見込量を設定します。

第6章 活動指標

<見込量>

事業の種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
①理解促進・啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
②自発的活動支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
③相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施 か所数	6	6	6	6	6	6
山形市障がい者自立 支援協議会	実施状況	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業	実施状況	実施 検討	実施 検討	実施 検討	実施 検討	実施 検討	実施 検討
④成年後見制度利用支援 事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
⑤意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	年間実 利用者数	47	44	44	44	44	44
要約筆記者派遣事業	年間実 利用者数	8	6	6	6	6	6
⑥手話奉仕員養成研修 事業	研修 修了者数	12	13	13	16	19	22
⑦地域活動支援センター 事業	実施か所	4	4	4	4	4	4
	年間実 利用者数	233	171	200	200	200	200

事業の種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
⑧ 障がい児等療育支援事業（山形県と共同実施）	実施状況	—	○	○	○	○	○
⑨ 専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業（山形県と共同実施）	実施状況	—	○	○	○	○	○
⑩ 専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業（山形県と共同実施）	実施状況	—	○	○	○	○	○
⑪ 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支給用具	年間件数	7	13	11	11	11	11
自立生活支援用具	年間件数	10	16	9	9	9	9
在宅療養等支援用具	年間件数	32	35	44	44	44	44
情報・意思疎通支援用具	年間件数	55	81	54	54	54	54
排泄管理支援用具	年間件数	4,843	5,218	5,385	5,557	5,735	5,919
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	年間件数	3	5	6	6	6	6
⑫ 移動支援事業							
個別支援事業	年間実利用者数	133	134	135	137	139	141
	年間利用時間	5,484	4,849	4,898	4,947	4,997	5,047
日中活動サービス送迎事業	年間実利用者数	25	27	29	31	33	35
	年間利用時間	6,492	6,558	6,624	6,691	6,758	6,826
視覚障がい者へのガイドヘルパー派遣事業	年間実利用者数	12	10	10	10	10	10
	年間利用時間	283	182	182	182	182	182

第6章 活動指標

事業の種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
⑬ 日常生活支援事業							
福祉ホーム事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
	年間実利用者数	17	14	14	14	14	14
訪問入浴サービス事業	年間実利用者数	23	26	29	32	35	38
	年間利用回数	1,612	1,990	2,050	2,152	2,260	2,373
障がい者自立支援訓練事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
	年間実利用者数	8	8	9	9	10	10
生活訓練等事業	実施か所	3	4	4	4	4	4
	年間実利用者数	36	40	40	40	40	40
日中短期入所事業	年間実利用者数	42	55	56	57	58	59
	年間利用回数	618	618	625	632	639	646
タイムケア事業	年間実利用者数	1	2	2	3	3	4
	年間利用回数	1	2	2	3	3	4
巡回支援専門員整備事業※	年間延べ相談件数	403	405	410	415	420	425

※第5期実績及び第6期見込量の数値は、保育所等発達相談、幼児巡回相談及び保育所等連携相談の件数の合算である。

事業の種類	単位	第5期実績			第6期見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
⑭ 社会参加促進事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	年間参加者数	195	184	0	184	184	184
広報誌・議会報の発行事業（点字）	年間発行回数	28	29	28	28	28	29
広報誌・議会報の発行事業（声のCD）	年間発行回数	16	17	16	16	16	17
広報誌・議会報の発行事業（音声コード）	年間発行回数	28	29	28	28	28	29
自動車運転免許取得・改造助成事業	年間助成件数	7	9	10	7	7	7
福祉タクシー等利用助成（給油券を含む）	年間助成件数	6,044	5,825	5,582	5,825	5,884	5,943
⑮ 権利擁護支援事業							
障がい者虐待防止対策支援事業	実施状況	○	○	○	○	○	○
障がい者成年後見制度普及啓発事業	実施状況	○	○	○	○	○	○

<見込量確保のための方策>

- ・理解促進・啓発事業
障がい者アート展や山形県と協調して実施する心のバリアフリー推進員養成研修会等について積極的な周知を行います。
- ・自発的活動支援事業
保護者やボランティア団体が行う心身障がい児者を対象とした機能訓練教室や障がい者団体が行う研修活動などを支援していきます。
- ・相談支援事業
委託相談支援事業所と連携し、地域の実情に応じた適切な相談支援を行います。また、住宅入居等支援事業の実施について引き続き検討していきます。
- ・成年後見制度利用支援事業
関係機関と連携し成年後見制度の周知を行い、利用促進を図ります。
- ・意思疎通支援事業
手話通訳者、要約筆記者の登録者数の増加に努め、支援体制の確保を図ります。
- ・手話奉仕員養成研修事業
手話への理解、関心を高めるため、手話に関する周知啓発を積極的に行います。

- ・地域活動支援センター事業
委託地域活動支援センターによる支援体制を維持し、事業の充実に努めます。
- ・障がい児等療育支援事業
山形県との共同により、現在の実施体制を継続していきます。
- ・専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業
山形県との共同により、現在の実施体制を継続していきます。
- ・専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業
山形県との共同により、現在の実施体制を継続していきます。
- ・日常生活用具給付等事業
事業の周知を図るとともに、障がいの特性や必要性を把握し、適切な給付等を行います。
- ・移動支援事業
利用者ニーズを的確に捉えサービス提供事業所の確保を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- ・日常生活支援事業
障がい者が地域で安心した日常生活を送ることができるよう、相談支援事業所、サービス事業所、関係機関との連携を図り、各事業を継続して実施していきます。
- ・社会参加促進事業
スポーツ大会の支援や点字や音声コードによる情報提供、タクシー利用の助成等を引き続き実施し、障がい者の社会参加を促進します。
- ・権利擁護支援事業
障がい者虐待防止の普及啓発や相談支援体制を確保するとともに、成年後見制度の利用を促進し、障がい者の権利擁護を図ります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進に係る活動指標

精神障がい者が地域で安心した生活ができるよう支援体制を確保します。

山形市における保健・医療・福祉関係者による協議の場

内容	単位	3年度	4年度	5年度
開催回数	回	1	1	1
目標設定及び評価の実施	回	1	1	1

※山形県村山保健所が主催する村山圏域での協議の場へも引き続き参加します。

サービス種別ごとの精神障がい者の見込数

区分	サービス種別	単位	3年度	4年度	5年度
居住系	共同生活援助（グループホーム）	人	225	235	248
	うち精神障がい者	人	45	47	50
	自立生活援助	人	1	1	2
	うち精神障がい者	人	1	1	1
相談系	地域移行支援	人	2	2	3
	うち精神障がい者	人	1	1	2
	地域定着支援	人	2	2	3
	うち精神障がい者	人	1	1	2

3 地域生活支援拠点等の充実に係る活動指標

地域生活支援拠点等の機能の充実に向け、山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、機能が十分発揮されているかの検証及び検討を定期的実施します。

内容	単位	3年度	4年度	5年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

4 福祉施設から一般就労への移行等に係る活動指標

就労継続支援事業所等の利用者が、その能力を活かして経済的に自立した生活を送るためには、工賃向上を図る必要があります。そのため、障害者優先調達法に基づき、毎年度、障がい者就労施設等から山形市が発注可能な物品等の調達目標金額と推進方法を調達方針として定め、山形市の全ての組織をその適用範囲として取組みます。

また、障がい者就労施設等における受注機会の拡大に向けた仕組みづくりを検討します。

※障がい者就労施設等

「障がい者優先調達法」で規定されている生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等

内容	3年度～5年度	備考
山形市における障がい者就労施設等からの物品調達目標額	各年度、前年度目標以上の額を設定	令和2年度調達目標額 12,500,000円以上

※就労系サービスの見込量及び見込量確保のための方策は、35ページから37ページに記載。

5 障がい児支援の提供体制の整備等に係る活動指標

(1) 障がい児通所支援サービス提供体制の確保

＜サービスの種類と内容＞

種類	内容
①児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
②放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
③保育所等訪問支援	保育所等に通う児童に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行います。
④医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、医療機関において児童発達支援のサービスにあわせて治療を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
⑥障がい児相談支援	障がいのある児童が適切に障がい児通所支援を利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施します。

＜見込量の考え方＞

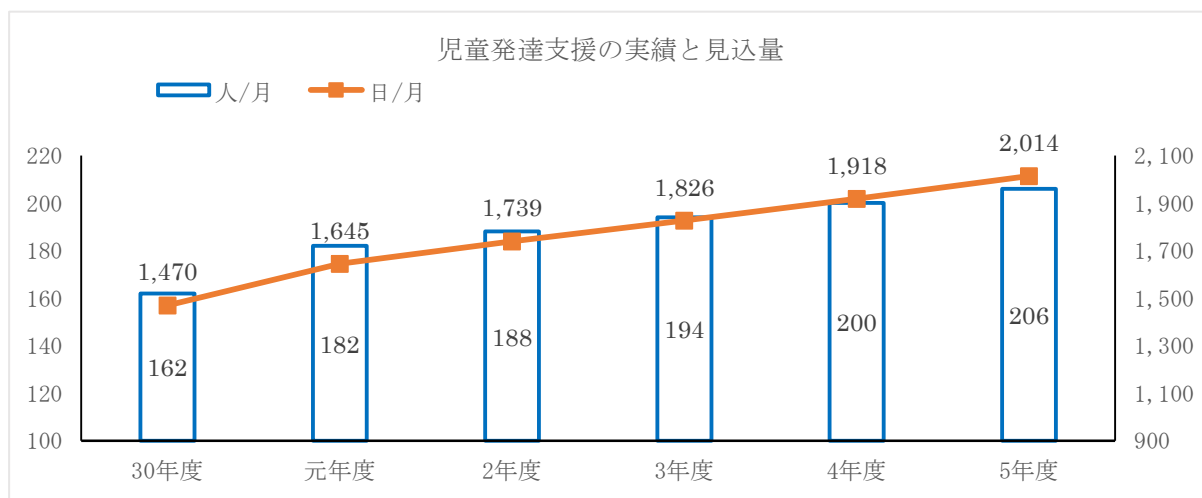
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、障がいの早期発見・早期療育の促進により年々利用者が増加していることから、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ・保育所等訪問支援については、事業所の新規開設等により近年利用者が増加しており、今後も増加するものと見込みます。
- ・医療型児童発達支援については、大幅な増減はなく推移するものと見込みます。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度から開始されたサービスで、これまで利用実績はありませんが、今後、重度の障がい児のニーズがあるものとして見込みます。
- ・障がい児相談支援については、全ての障がい児通所支援利用者に提供するものとし、各サービスで今後も利用者の増加が見込まれることから、同様に増加すると見込みます。

<見込量>

①児童発達支援

上段：利用者数 下段：サービス量

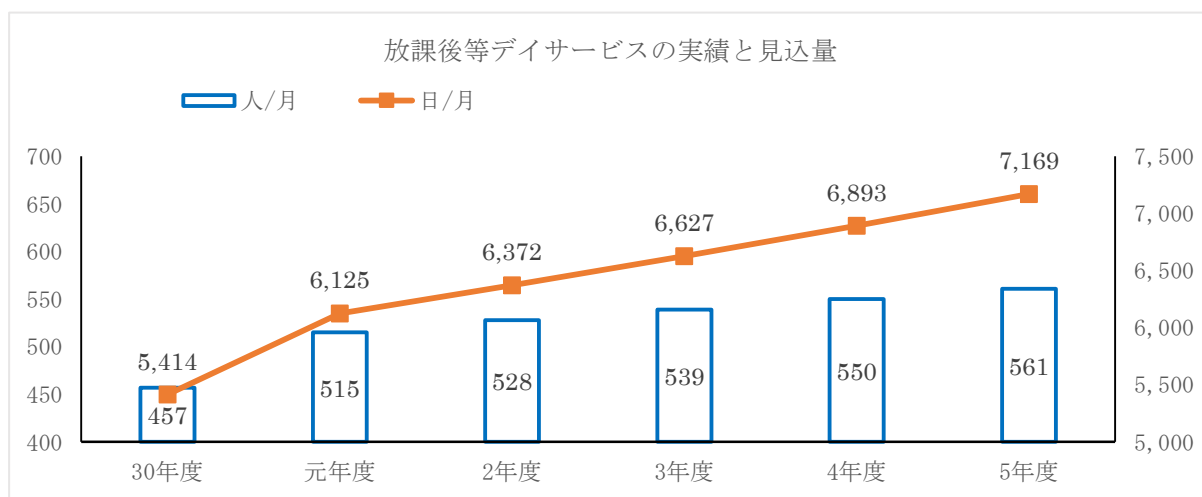
サービスの種類	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人/月	162	182	188	194	200	206
	日/月	1,470	1,645	1,739	1,826	1,918	2,014



②放課後等デイサービス

上段：利用者数 下段：サービス量

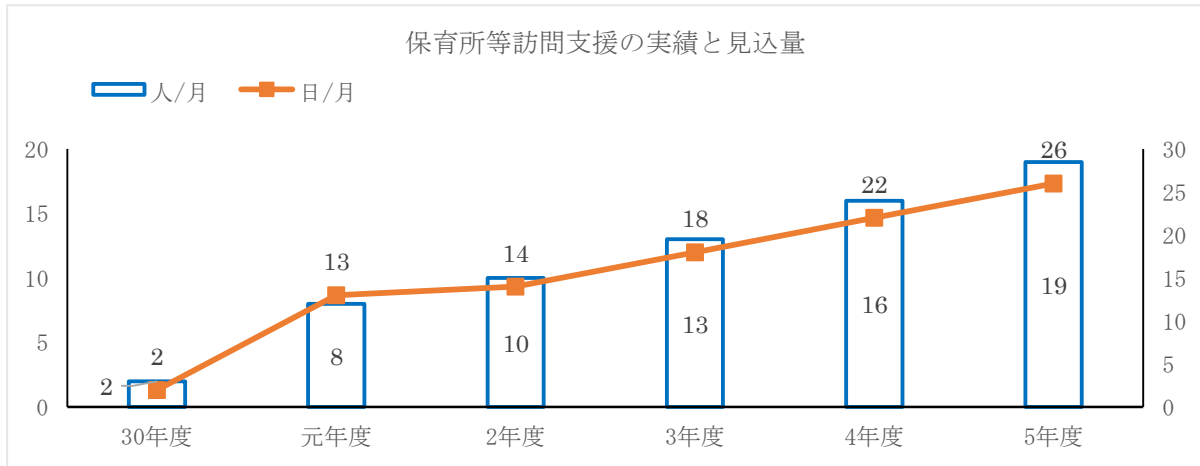
サービスの種類	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
放課後等デイサービス	人/月	457	515	528	539	550	561
	日/月	5,414	6,125	6,372	6,627	6,893	7,169



③保育所等訪問支援

上段：利用者数 下段：サービス量

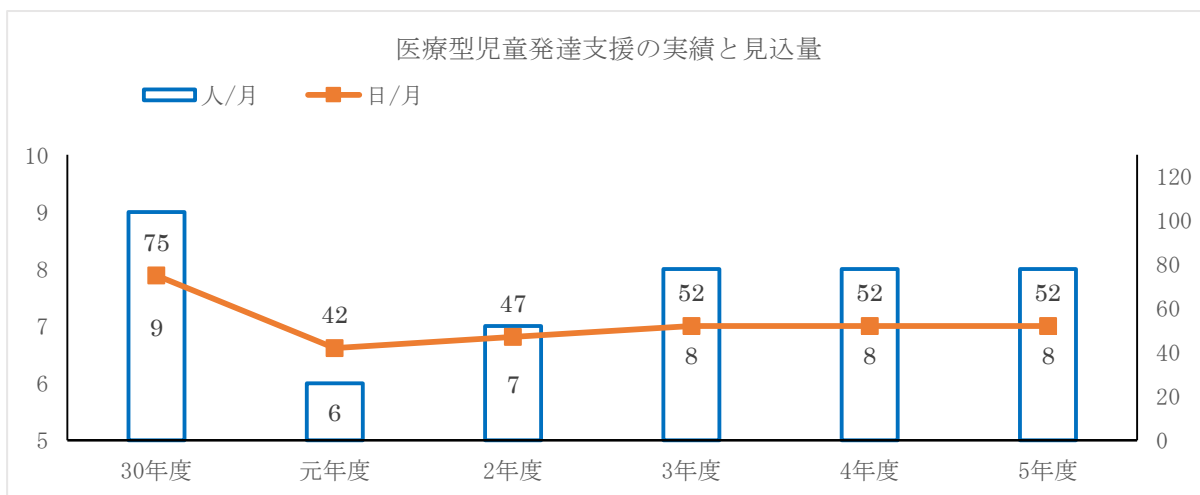
サービスの種類	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
保育所等訪問支援	人/月	2	8	10	13	16	19
	日/月	2	13	14	18	22	26



④医療型児童発達支援

上段：利用者数 下段：サービス量

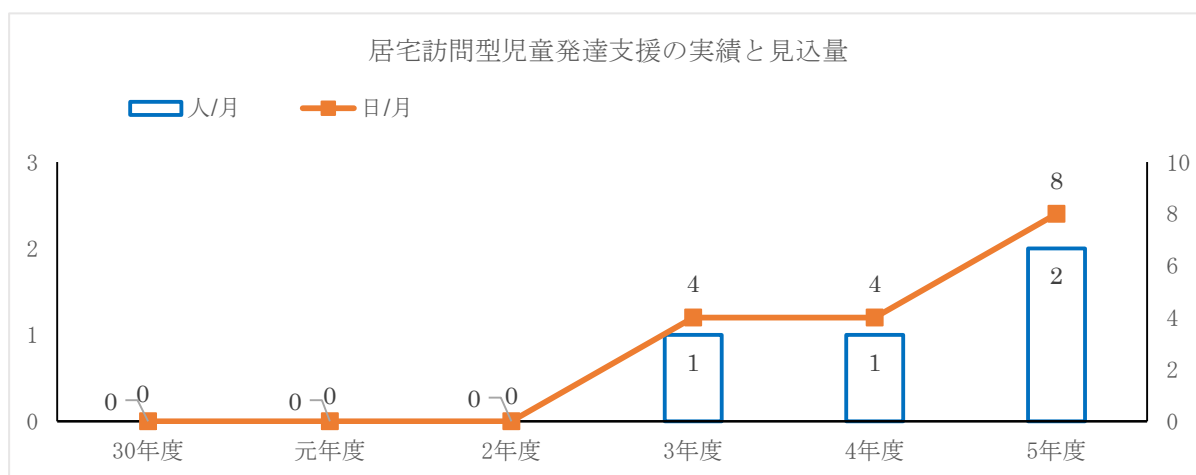
サービスの種類	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
医療型児童発達支援	人/月	9	6	7	8	8	8
	日/月	75	42	47	52	52	52



⑤居宅訪問型児童発達支援

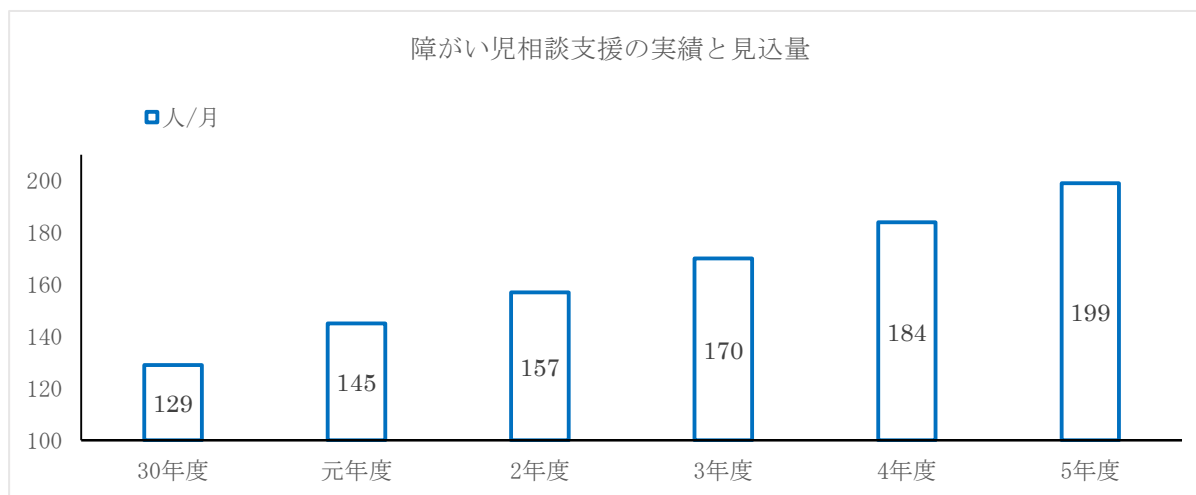
上段：利用者数 下段：サービス量

サービスの種類	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	2
	日/月	0	0	0	4	4	8



⑥障がい児相談支援

サービスの種類	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
障がい児相談支援	人/月	129	145	157	170	184	199



＜見込量確保のための方策＞

- ・乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、ライフステージに応じた身近な場所での一貫した支援が受けられるよう、障がい児支援の提供体制の確保に努めます。
- ・障がい児から成人への移行期において、切れ目のない継続した支援を行うため、学校や相談支援事業所、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス事業所など関係機関との連携を図ります。
- ・円滑な障がい児支援が行えるよう、山形市障がい者自立支援協議会こども部会における情報交換会を通し、保育所・学校等と事業所間の相互理解を深め、顔の見える関係を築きます。

（２）医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児や重症心身障がい児に必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等及びその家族をつなぐ役割を担います。令和元年度末現在、市内障がい児相談支援事業所の相談支援専門員や病院看護師など6名が医療的ケア児等コーディネーターとして活動しています。

医療的ケア児等コーディネーターの拡充を図るため、相談支援事業所等に対し、山形県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講の働きかけを行っていきます。

項目	単位	第1期実績			第2期見込量		
		30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児等 コーディネーター	人	—	6	7 累計 13	6 累計 19	6 累計 25	6 累計 31

（３）障がい児保育の実施

関係機関とも必要に応じた連携を図りながら、認可保育所、放課後児童クラブにおいて障がい児保育を実施していきます。

（参考）第二期山形市子ども・子育て支援事業計画における数値目標

指標等	計画策定時の状況 (令和元年度)	数値目標 (令和6年度)
障がい児を受入れている保育所の数	23カ所	増やす

6 相談支援体制の充実・強化等に係る活動指標

山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、地域の相談支援体制の充実を図ります。

内容	単位	3年度	4年度	5年度
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数 (※1)	回	12	12	12
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数(※2)	回	36	36	36
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (※2)	回	36	36	36

※1 山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会を定期的を開催し、山形市及び市内相談支援事業所相談支援専門員との情報交換会を行います。(月1回実施)

※2 山形市障がい者自立支援協議会相談支援部会において、市内相談支援事業所相談支援専門員を参集し、山形市相談支援センター業務を市から委託された市内6相談支援事業所が中心的役割を担い、事例研究や共通の課題についての検討(グループスーパービジョン)を通し指導・助言及び人材育成を行います。(月3回実施)

7 障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築に係る活動指標

県が実施する自治体職員に対する障がい福祉サービス等に係る研修に積極的に参加し、障がい福祉に関する理解の促進を図ります。また、障がい者自立支援支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所と共有するとともに、事業所に対する指導監査結果を事業所及び県の指導監査部門と共有し、事業所の適正な運営を確保し、サービスの質の向上につなげます。

内容	単位	3年度	4年度	5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他研修に参加する市職員数	人	6	6	6
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析しその結果を活用し、事業所と共有する回数	回	—	—	1
指導監査結果を事業所及び県の指導監査部門と共有する回数	回	1	1	1

8 発達障がい者等への支援の構築に係る活動指標

山形県が実施しているペアレントメンター養成講座について周知を図り、ペアレントメンターの確保に努めます。また、令和5年度末までにピアサポート活動の場の確保やペアレントプログラムの実施体制をつくります。

内容	単位	3年度	4年度	5年度
ペアレントメンターの人数	人	2	2	2
ピアサポート活動の参加人数	人	—	—	5
ペアレントプログラム受講者数	人	—	—	5

- ・ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。
- ・ピアサポート：発達障がい者やその親同士の支え合い。
- ・ペアレントプログラム：子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を学ぶ。

第7章 資料編

1 障がい者等の現状

(1) 障がい者手帳所持者数

○障がい者手帳所持者数

・身体・療育・精神の障がい手帳所持者数の合計 (各年度3月31日現在)

年度	総数		対人口比	
	人数	前年比 (%)	人口	比率 (%)
29	13,976	0.1	251,021	5.6
30	13,930	▲0.3	249,620	5.6
元	14,018	0.6	247,929	5.7

(2) 障がい種別手帳所持者数

○身体障がい者手帳

・身体障がい者手帳所持者数 (各年度3月31日現在)

年度	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	対前年比伸び率
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	%
29	596	902	136	5,780	3,560	10,974	▲1.3
30	576	912	137	5,748	3,446	10,819	▲1.4
元	590	898	136	5,652	3,512	10,788	▲0.3

・等級別身体障がい者(児)数 (各年度3月31日現在)

年度	重度 ← → 軽度						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
29	3,360	1,270	1,605	3,005	1,177	557	10,974
30	3,354	1,227	1,587	2,859	1,205	587	10,819
元	3,358	1,197	1,560	2,877	1,194	602	10,788

・年齢階層別身体障がい者(児)数 (各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳～65歳未満		65歳以上		計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
29	173	1.6	2,579	23.5	8,222	74.9	10,974
30	161	1.5	2,321	21.5	8,337	77.0	10,819
元	153	1.4	2,334	21.6	8,301	77.0	10,788

○療育手帳

・療育手帳所持者数

(各年度3月31日現在)

年度	A (重度)		B (中程度)		計	対前年比 伸び率 (%)
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	
29	507	32.3	1,061	67.7	1,568	4.1
30	538	33.1	1,088	66.9	1,626	3.7
元	562	33.3	1,124	66.7	1,686	3.7

・年齢階層別療育手帳所持者数

(各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳以上		計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
29	337	21.5	1,231	78.5	1,568
30	365	22.4	1,261	77.6	1,626
元	376	22.3	1,310	77.7	1,686

○精神障がい者保健福祉手帳

・精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月31日現在)

年度	重度 ← → 軽度						計
	1級		2級		3級		
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
29	374	26.1	613	42.7	447	31.2	1,434
30	372	25.1	649	43.7	464	31.2	1,485
元	355	23.0	678	43.9	511	33.1	1,544

・年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月31日現在)

年度	18歳未満		18歳以上		計
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数
29	6	0.4	1,428	99.6	1,434
30	8	0.5	1,477	99.5	1,485
元	4	0.3	1,540	99.7	1,544

・自立支援医療（精神通院）受給者証交付数（各年度3月31日現在）

年度	交付数	前年比 (%)
29	2,665	4.6
30	2,796	4.9
元	2,937	5.0

(3) 障がい児支援の現状

○1歳6か月児健診及び3歳児健診における相談件数

・1歳6か月児健診

年度	受診児 人	臨床心理士 個別相談 件 割合 (%)		個別相談後の支援内訳						①～③合計 件 割合 (%)	
				保健師による 経過観察①		発達相談②		専門機関へ 紹介③			
				件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
29	1,941	189	9.7	89	4.5	2	0.1	0	0	91	4.6
30	1,841	180	9.7	78	4.2	1	0.1	0	0	79	4.2
元 ※1	1,651	154	9.3	65	3.9	3	0.1	1	0.1	69	4.1

・3歳児健診

年度	受診児 人	臨床心理士 個別相談 件 割合 (%)		個別相談後の支援内訳						①～③合計 件 割合 (%)	
				保健師による 経過観察①		発達相談②		専門機関へ 紹介③			
				件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
29	1,965	237	12.0	87	4.4	17	0.8	6	0.3	110	5.5
30	1,975	249	12.6	59	2.9	16	0.8	6	0.3	81	4.1
元 ※1	1,739	204	11.7	32	1.8	22	1.2	3	0.1	57	3.2

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は健診を実施していない。

資料：山形市母子保健課

○保育所等における受入れ状況

(各年度4月1日現在)

種類	29			30			元		
	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)	全体数 (人)	障がい 児数(人)	割合 (%)
保育所等 ※2	5,673	48	0.8	5,846	38	0.6	5,884	32	0.5
放課後 児童クラブ	2,903	80	2.7	3,069	90	2.9	3,314	99	2.9
合計	8,576	128	1.4	8,915	128	1.4	9,198	131	1.4

※2 保育所等：認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

資料：山形市保育育成課

○特別支援学級及び特別支援学校の在籍者数 (各年度5月1日現在)

年度		29	30	元
①市立 小学校	児童数(人)	12,277	12,161	12,009
	特別支援学級児童数(人)	278	310	324
	割合(%)	2.26	2.54	2.69
②市立 中学校	児童数(人)	6,364	6,139	6,125
	特別支援学級児童数(人)	114	118	125
	割合(%)	1.79	1.92	2.04
③県内の特別支援学校に 在籍する山形市の 児童・生徒数(人)	幼稚部	2	3	3
	小学部	69	82	84
	中学部	57	55	34
	高等部	104	100	110

資料：①②山形市教育委員会学校教育課、③山形県教育庁特別支援教育課

2 障がい福祉サービスごとの活動指標及び実績・見込

サービスの種類	単位	第5期計画			第6期計画				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
訪問系サービス	居宅介護	活動指標	人/月	234	239	244	228	231	234
		時間/月	3,987	4,072	4,157	3,209	3,242	3,275	
	実績・見込	人/月	221	222	225	-	-	-	
		時間/月	3,269	3,189	3,177	-	-	-	
	重度訪問介護	活動指標	人/月	21	24	27	18	18	19
		時間/月	2,583	2,952	3,321	2,273	2,387	2,507	
	実績・見込	人/月	16	17	17	-	-	-	
		時間/月	1,725	1,812	2,164	-	-	-	
	同行援護	活動指標	人/月	49	52	55	49	51	53
		時間/月	441	468	495	506	532	559	
	実績・見込	人/月	45	49	41	-	-	-	
		時間/月	452	506	434	-	-	-	
行動援護	活動指標	人/月	23	26	29	25	27	29	
	時間/月	161	182	203	125	138	152		
実績・見込	人/月	22	25	22	-	-	-		
	時間/月	103	125	95	-	-	-		
重度障がい者等包括支援	活動指標	人/月	1	1	1	0	0	0	
	時間/月	120	120	120	0	0	0		
実績・見込	人/月	0	0	0	-	-	-		
	時間/月	0	0	0	-	-	-		
日中活動系サービス	生活介護	活動指標	人/月	518	533	548	499	504	510
		日/月	9,842	10,127	10,412	9,071	9,162	9,254	
	実績・見込	人/月	497	499	489	-	-	-	
		日/月	8,983	8,995	8,981	-	-	-	
	自立訓練(機能訓練)	活動指標	人/月	1	1	1	2	2	3
		日/月	21	21	21	21	21	32	
	実績・見込	人/月	1	2	1	-	-	-	
		日/月	20	21	10	-	-	-	
	自立訓練(生活訓練)	活動指標	人/月	15	17	19	2	2	3
		日/月	420	476	532	35	35	53	
	実績・見込	人/月	2	1	1	-	-	-	
		日/月	35	7	20	-	-	-	
療養介護	活動指標	人/月	39	40	41	46	47	48	
	実績・見込	人/月	42	44	45	-	-	-	
短期入所	活動指標	人/月	85	92	99	78	82	87	
	日/月	510	552	594	350	368	387		
実績・見込	人/月	74	78	44	-	-	-		
	日/月	374	350	185	-	-	-		

サービスの種類		単位	第5期計画			第6期計画			
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
サービス系 居住系	共同生活援助	活動指標	人/月	167	173	179	225	235	245
		実績・見込	人/月	176	193	207	-	-	-
	施設入所支援	活動指標	人/月	188	187	186	178	176	174
		実績・見込	人/月	187	181	180	-	-	-
	自立生活援助	活動指標	人/月	8	8	8	1	1	2
		実績・見込	人/月	0	0	0	-	-	-
就労系サービス	就労移行支援	活動指標	人/月	36	39	42	38	39	40
			日/月	612	663	714	606	613	620
		実績・見込	人/月	38	38	37	-	-	-
			日/月	615	606	576	-	-	-
	就労継続支援A型	活動指標	人/月	105	110	115	95	100	105
			日/月	2,100	2,200	2,300	1,825	1,917	2,013
		実績・見込	人/月	85	80	90	-	-	-
			日/月	1,619	1,504	1,739	-	-	-
	就労継続支援B型	活動指標	人/月	469	489	509	466	476	486
			日/月	7,973	8,313	8,653	7,716	7,948	8,187
		実績・見込	人/月	439	443	456	-	-	-
			日/月	7,153	7,228	7,492	-	-	-
就労定着支援	活動指標	人/月	14	15	16	27	31	35	
	実績・見込	日/月	3	15	23	-	-	-	
サービス系 相談系	計画相談支援	活動指標	人/月	349	359	369	303	325	348
		実績・見込	人/月	256	265	284	-	-	-
	地域移行支援	活動指標	人/月	8	8	8	2	2	3
		実績・見込	人/月	2	1	1	-	-	-
	地域定着支援	活動指標	人/月	5	5	5	2	2	3
		実績・見込	人/月	0	1	1	-	-	-

サービスの種類		単位	第1期計画			第2期計画			
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
障がい児 通所支援 サービス	児童発達支援	活動指標	人/月	183	183	183	194	200	206
			日/時間	1,647	1,647	1,647	1,826	1,918	2,014
		実績・見込	人/月	162	182	188	-	-	-
			日/時間	1,470	1,645	1,739	-	-	-
	放課後等デイサービス	活動指標	人/月	449	495	541	539	550	561
			日/時間	5,388	5,940	6,492	6,627	6,893	7,169
		実績・見込	人/月	457	515	528	-	-	-
			日/時間	5,414	6,125	6,372	-	-	-
	保育所等訪問支援	活動指標	人/月	7	10	13	13	16	19
			日/月	14	20	26	18	22	26
		実績・見込	人/月	2	8	10	-	-	-
			日/月	2	13	14	-	-	-
	医療型児童発達支援	活動指標	人/月	17	17	17	8	8	8
			日/月	136	136	136	52	52	52
		実績・見込	人/月	9	6	7	-	-	-
			日/月	75	42	47	-	-	-
	居宅訪問型児童発達支援	活動指標	人/月	1	2	3	1	1	2
			日/月	9	18	27	4	4	8
実績・見込		人/月	0	0	0	-	-	-	
		日/月	0	0	0	-	-	-	
障がい児相談支援	活動指標	人/月	137	148	159	170	184	199	
	実績・見込	人/月	129	145	157	-	-	-	

3 地域生活支援事業の活動指標及び実績・見込

事業の種類		単位	第5期計画			第6期計画		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進・啓発事業	活動指標	実施状況	○	○	○	○	○	○
	実績・見込		○	○	○	-	-	-
自発的活動支援事業	活動指標	実施状況	○	○	○	○	○	○
	実績・見込		○	○	○	-	-	-
相談支援事業								
障がい者相談支援事業	活動指標	実施箇所数	6	6	6	6	6	6
	実績・見込		6	6	6	-	-	-
山形市障がい者自立支援協議会	活動指標	実施状況	○	○	○	○	○	○
	実績・見込		○	○	○	-	-	-
住宅入居等支援事業	活動指標	実施状況	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討	実施検討
	実績・見込		実施検討	実施検討	実施検討	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	活動指標	実施状況	○	○	○	○	○	○
	実績・見込		○	○	○	-	-	-
意思疎通支援事業								
手話通訳者設置事業	活動指標	設置人員	2	2	2	2	2	2
	実績・見込		2	2	2	-	-	-
手話通訳者派遣事業	活動指標	年間実利用者数	44	44	44	44	44	44
	実績・見込		47	44	44	-	-	-
要約筆記者派遣事業	活動指標	年間実利用者数	9	9	9	6	6	6
	実績・見込		8	6	6	-	-	-
手話奉仕員養成研修事業	活動指標	研修修了者数	14	14	14	16	19	22
	実績・見込		12	13	13	-	-	-
地域活動支援センター事業	活動指標	実施箇所	4	4	4	4	4	4
		実利用者数	190	190	190	200	200	200
	実績・見込	実施箇所	4	4	4	-	-	-
		実利用者数	233	171	200	-	-	-
障がい児等療育支援事業 (山形県と共同実施)	活動指標	実施状況	-	-	-	○	○	○
	実績・見込		-	○	○	-	-	-
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (山形県と共同実施)	活動指標	実施状況	-	-	-	○	○	○
	実績・見込		-	○	○	-	-	-
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業 (山形県と共同実施)	活動指標	実施状況	-	-	-	○	○	○
	実績・見込		-	○	○	-	-	-
日常生活用具給付等事業								
介護・訓練支援用具	活動指標	年間件数	15	15	15	11	11	11
	実績・見込		7	13	11	-	-	-
自立生活支援用具	活動指標	年間件数	25	25	25	9	9	9
	実績・見込		10	16	9	-	-	-
在宅療養等支援用具	活動指標	年間件数	40	40	40	44	44	44
	実績・見込		32	35	44	-	-	-
情報・意思疎通支援用具	活動指標	年間件数	43	43	54	54	54	54
	実績・見込		55	81	54	-	-	-
排泄管理支援用具	活動指標	年間件数	2,543	2,613	2,683	5,557	5,735	5,919
	実績・見込		2,496	2,609	2,739	-	-	-
※令和2年度までは給付券数、令和3年度からは年間件数を計上								
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	活動指標	年間件数	6	6	6	6	6	6
	実績・見込		3	5	6	-	-	-

事業の種類	単位	第5期計画			第6期計画				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
移動支援事業									
個別支援事業	活動指標	年間実利用者数	147	154	161	137	139	141	
		年間利用時間	6,321	6,622	6,923	4,947	4,997	5,047	
	実績・見込	年間実利用者数	133	134	135	-	-	-	
		年間利用時間	5,484	4,849	4,898	-	-	-	
	日中活動サービス送迎事業	活動指標	年間実利用者数	22	22	22	31	33	35
			年間利用時間	5,610	5,610	5,610	6,691	6,758	6,826
実績・見込		年間実利用者数	25	27	29	-	-	-	
		年間利用時間	6,492	6,558	6,624	-	-	-	
視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業	活動指標	年間実利用者数	11	10	9	10	10	10	
		年間利用時間	341	310	279	182	182	182	
	実績・見込	年間実利用者数	12	10	10	-	-	-	
		年間利用時間	283	182	182	-	-	-	
日常生活支援事業									
福祉ホーム事業	活動指標	実施か所	1	1	1	1	1	1	
		年間実利用者数	17	20	20	14	14	14	
	実績・見込	実施か所	1	1	1	-	-	-	
		年間実利用者数	17	14	14	-	-	-	
訪問入浴サービス事業	活動指標	年間実利用者数	27	29	31	32	35	38	
		年間利用回数	-	-	-	2,152	2,260	2,373	
	実績・見込	年間実利用者数	23	26	29	-	-	-	
		年間利用回数	1,612	1,990	2,050	-	-	-	
障がい者自立支援訓練事業	活動指標	実施か所	1	1	1	1	1	1	
		年間実利用者数	29	29	29	9	10	10	
	実績・見込	実施か所	1	1	1	-	-	-	
		年間実利用者数	8	8	9	-	-	-	
生活訓練等事業	活動指標	実施箇所	1	1	1	4	4	4	
		年間実利用者数	7	7	7	40	40	40	
	実績・見込	実施か所	3	4	4	-	-	-	
		年間実利用者数	36	40	40	-	-	-	
日中短期入所事業	活動指標	年間実利用者数	65	65	65	57	58	59	
		年間実利用回数	880	880	880	632	639	646	
	実績・見込	年間実利用者数	42	55	56	-	-	-	
		年間実利用回数	618	618	625	-	-	-	
タイムケア事業	活動指標	年間実利用者数	3	3	3	3	3	4	
		年間利用回数	20	20	20	3	3	4	
	実績・見込	年間実利用者数	1	2	2	-	-	-	
		年間利用回数	1	2	2	-	-	-	
巡回支援専門員整備事業※	活動指標	年間延べ相談件数	333	338	343	415	420	425	
	実績・見込	相談件数	403	405	410	-	-	-	

※第5期実績及び第6期見込量の数値は、保育所等発達相談、幼児巡回相談及び保育所等連携相談の件数の合算である。

第7章 資料編

事業の種類	単位	第5期計画			第6期計画			
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
社会参加促進事業								
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	活動指標	年間参加者数	240	240	240	184	184	184
	実績・見込		195	184	0	-	-	-
広報誌・議会報の発行事業(点字)	活動指標	年間発行回数	28	28	28	28	28	29
	実績・見込		28	29	28	-	-	-
広報誌・議会報の発行事業(声のCD)	活動指標	年間発行回数	16	16	16	16	16	17
	実績・見込		16	17	16	-	-	-
広報誌・議会報の発行事業(音声コード)	活動指標	年間発行回数	28	28	28	28	28	29
	実績・見込		28	29	28	-	-	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	活動指標	年間助成件数	8	8	8	7	7	7
	実績・見込		7	9	10	-	-	-
福祉タクシー等利用助成(給油券)	活動指標	年間助成件数※	80,969	81,748	82,618	5,825	5,884	5,943
	実績・見込		79,532	76,139	64,810	-	-	-
※令和2年度までは利用枚数、令和3年度からは利用者数を計上								
権利擁護支援事業								
障がい者虐待防止対策支援事業	活動指標	実施状況	○	○	○	○	○	○
	実績・見込		○	○	○	-	-	-
障がい者成年後見制度普及啓発事業	活動指標	実施状況	○	○	○	○	○	○
	実績・見込		○	○	○	-	-	-

山形市障がい福祉計画（第6期計画）
山形市障がい児福祉計画（第2期計画）

令和3年3月

編集・発行 山形市福祉推進部障がい福祉課

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

電話：023-641-1212（代表）

FAX：023-632-7091

E-mail：shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp